

2 0 2 1 年 度 工 事 ・ 作 業

共 通 仕 様 書

承 認	点 検	作 成
		

2 0 2 1 年 度 工 事 ・ 作 業 共 通 仕 様 書

改訂	日 付	承認	点検	作成	摘 要
◇1					
◇2					
◇3					
◇4					
◇5					

目次

1. 適用範囲
2. 適用法令、規格・基準、仕様書等に関する優先順位
3. 役務範囲
4. 工事体制の確立等
5. 書類照査
6. 工事用資機材（支給材料を含む）の調達、管理
7. 工事管理
8. 試験・検査及び検収
9. 仕様の改訂、提案、合意
10. 特許、ノウハウ等
11. 保険
12. 見積もり等
13. その他
14. 添付資料

1. 適用範囲

本仕様書は苫小牧東部国家石油備蓄基地（以下「備蓄基地」という）における工事及び作業（以下「工事等」という）を行う場合に受注者の役務等共通事項について定めたものであり、2021年度工事等の全てに適用する。

なお、個々の工事等の内容、仕様等については苫東石油備蓄株式会社（以下「弊社」という）が提示する工事修理指図書、工事仕様書等（以下「個別仕様書等」という）による。

2. 適用法令、規格・基準、仕様書等に関する優先順位

適用法令、規格・基準、請書又は契約書（以下「契約書等」という。）、仕様書等の優先順位は下記のとおりとする。また、これら書類に疑義あるいは相互矛盾がある場合は、工事等着手前に速やかに弊社に文書にて申し出て、その指示を受けるものとする。

- （1）第1順位 適用法令
- （2）第2順位 規格・基準
- （3）第3順位 契約書等
- （4）第4順位 個別仕様書等
- （5）第5順位 工事・作業共通仕様書

3. 役務範囲

受注者は本仕様書、契約書等及び個別仕様書等に基づき、以下に示す役務範囲について綿密な施工計画をたて、安全かつ経済的に責任を持った工事等を行うこと。

工事毎の詳細な工事範囲は個別仕様書等によるが、現場の納まり、取合いのための軽微な変更等は役務範囲に含むものとする。

4. 工事体制の確立等

（1）工事体制の明確化

工事等を進めるにあたって、自己の統括する協力会社を含めて工事体制（安全衛生管理体制を含む）を明確にし、その周知徹底を図って円滑に工事を推進すること。

（2）各種担当者の明確化と配置

工事体制は工事責任者、工事監督者及び安全衛生責任者を明確にすること。また、工事規模内容等に応じて品質管理責任者、安全衛生推進員、作業主任者、有資格者等を適正に配置すること。なお、配置する有資格者は元請会社が資格の効力を有した者である事を確認し、結果を書面で残した後配置すること。また、7.（31）に則って書類を提出すること。

例）危険物取扱者免状 （3年以内に保安講習を受講）

【2015年11月 仮設配管解体中の原油飛散事例対応】

(3) 施工要領書

契約後、別表－3に則り工事等の内容に応じた施工要領書又は作業手順書（以下「施工要領書」という）を作成し、弊社に提出すること。弊社の確認後に施工要領書の改定を行う際には、再度弊社の確認を得ること。また施工要領書の表紙には改定No.を記載し、改定日、改定内容を明確に記載した改定経歴を添付すること。なお、施工要領書には弊社担当者と打合せの上、別表－6「重大災害防止管理項目一覧表」及び様式－4「重大災害防止管理項目確認表」の中から、該当する項目の対策事項を全て明記すること。

(4) 工事監督者

ア. 工事監督者の選出と教育

受注者は、社員及び傘下の協力会社の中から工事監督者としての経験・知識・技量等を有する者を様式－3にて選任・申請し、弊社が実施する工事監督者教育を受講させること。なお、弊社は申請された工事監督者について書類審査並びに考査にて適否を確認し、経験不足や備蓄基地内の遵守事項等の知識不足等により、工事監督者として不適当と判断した場合は工事監督者として認めない場合がある。

また、選任前に工事・作業共通仕様書並びに協力会社作業規則を熟読し、監督者として選任を行うこと。更に選任前に必ず元請会社の社内教育を行うこと。

イ. 工事監督業務要領

- (ア) 前項ア. で弊社が認定した工事監督者は工事中、弊社が貸与する安全ベストを着用し、品質管理、安全管理、工程管理等の監督業務に常時専念すること。（作業との掛け持ちは認めない）
- (イ) 工事監督者は工事中何らかの理由により現場を離れる際は、工事監督者として合格した者から選任し、当該工事監督業務（作業との掛け持ちは認めない）に就かせることができる。工事監督者不在時の工事継続は認めない。
- (ウ) 工事監督者は、施工要領書及び工事安全日報を常に携行し、予定外作業が行われないように現場工事状況を把握すること。（携行する施工要領書及び工事安全日報は書面に限らず電子データとして常時閲覧できる状態であれば良い。）予定外作業が必要な場合は、施工要領書改定、工事安全日報追加等の手続きを行うこと。

【2015年6、11月 工事現場元請監督不在事例対応】

【2015年11月 仮設配管解体中の原油飛散事例対応】

【2016年9月 工事日報に記載のない作業を実施事例対応】

ウ. 工事監督者の配置

工事場所が点在し工事監督者一人で現場工事を監視（可視）できない場合は、工事場所毎に工事監督者を配置すること。また、元請会社の監督は1現場につき一人以上配置すること事。（一次・二次協力会社のための監督業務は認めない。）

- (ア) 例1：タンクまたは、建屋内、外同時作業時、内外各1名

(イ) 例 2 : クレーン・重機使用時 1 名 (合図者と工事監督者の兼務不可)

(ウ) 例 3 : 例 1 ～ 2 同時作業時 3 名

※上記人数に作業員は含まない

(5) 作業員の教育

作業員に対し、工事・作業共通仕様書、協力会社作業規則、個別仕様書等及び施工要領書及びリスクアセスメント表に記載した工事等の内容、工事体制、安全対策等及び関係法令等に基づく必要な教育を行い、その記録を保管すること。また、弊社がその記録の提出を求めた場合は速やかに提出のこと。

(6) 環境保全及び安全衛生管理

弊社は「地球環境に優しい事業所づくり」と「人に優しい安全で健康な事業所づくり」を目指し、国際規格である ISO14001 に基づく「環境管理の推進」、「環境保全の充実」及び、ISO45001 に基づく「安全と健康確保」に努めている。受注者は工事等を行うに当たって、「環境汚染の防止」及び「安全及び健康上のリスク低減」を図り、環境保全及び安全衛生管理向上に取り組むこと。

(7) 工事の日程

備蓄基地内工事は、土、日、祝祭日、弊社が別途定める休日、及び年末年始は個別仕様書等に記載がある場合を除き原則休日とする。(土、日、祝祭日、弊社が別途定める休日及び年末年始以外の平日を「営業日」という。)なお、気象悪化、その他弊社の都合等により工事工程に影響する恐れがある場合は、別途協議の上工事の日程等を決定する。

5. 書類照査

弊社は受注者より提出された施工要領書及び設計図書等について、工事・作業共通仕様書及び個別仕様書等との整合性その他弊社の要求事項との整合性について点検、照査し、「確認」印を押して受注者に返却する。

ただし、受注者は弊社の「確認」によって、その責任が免除または軽減されるものではない。

受注者と弊社間の具体的な提出手続き方法は添付資料－1 による。

6. 工事用資機材 (支給材料を含む) の調達、管理

(1) 受注者が調達する工事材料及び工事用機器

ア. 工事・作業目的物を完成・完遂するために必要な工事材料及び工事用機器は、契約書等及び個別仕様書等に定めがある場合を除き、受注者がその責任において適切な物を調達すること。その際、受注者は必要な寿命管理等の健全性確認 (劣化に対する適切な検査) を行い、使用中においても機能を維持すること。健全性の確認には必要に応じて持ち込み前のポンプ等の試運転、配管類の溶接線検査又は耐圧試験も含む。

イ. 弊社は、搬入前に受注者が行った健全性確認結果（劣化に対する適切な検査が行われていること及び余寿命評価結果等）を文書等で確認し、必要に応じて受注者に是正の指導を行う。なお、弊社が必要と認めた場合は、弊社立会のもとに検査または試験を行う。

ウ. 持ち込む機材の維持管理は、適切な頻度で使用前点検等を行い点検した結果は記録すること。特に劣化しやすいゴム製品等（酸素ボンベ、ガスボンベ等に使用するゴムホースを含む）については十分な点検を行うこと。

【2016 年 6 月 ポンプ整備不良事例対応】

（2）工事材料

工事材料については「安全データシート（SDS）」を施工前に確認し事前に弊社へ提出し報告書に添付すること。

（3）支給材料及び貸与品

弊社が支給する工事材料または貸与品（以下「支給材料等」という）を受け取ったときは、遅滞なく受取書または借用書を提出し、善良な管理者の注意をもって保管すること。支給材料等は、使用前にその品質または規格等が適当である事を確認し、使用すること。

（4）仮設事務所・休憩所設置

仮設事務所、休憩所を設置する場合は書面にて設置期間、設置場所、火元管理者を明記の上、申し出ること。また、電力の供給が必要な場合も同書面にて申し出ること。

なお、電力を供給する際の電源は原則として1工事当たり30Aを1回路までとし、仮設ケーブルの敷設ルートは添付資料ー2のとおりとする。仮設ケーブル等の資材は受注者にて調達すること。

7. 工事管理

（1）品質管理

元請会社は、工事品質を確保するために工事規模、内容に応じた適切な品質管理体制を構築し、確実に実行できるように管理すること。また、書類確認、立会い確認は必ず実施し、現場にて品質管理チェックシートに日付、確認者のサインを記載すること。品質管理チェックシートが現場にない場合、弊社担当者の書類確認、立会い確認は実施しない。

書類確認、立会い確認を省略した場合は弊社よりやり直しを指示する。なお、書類確認、立会い確認で不具合が生じた場合、類似工事箇所は全て再確認を実施すること。

（2）重大災害防止管理

ア. 受注者は別表ー6「重大災害防止管理項目一覧表」に示す作業を実施する前に、様式ー4「重大災害防止管理項目確認表」に基づき措置が取られる計画であることを確認し、様式ー4の計画段階確認欄に記名の上、弊社に提出すること。

イ. 作業実施時には弊社が押印して返却した様式ー4を用い、必要な措置が実施されていることを確認し、様式ー4の実行段階確認欄に記名の上、弊社に提出すること。

ウ．提出時期は添付資料－１による。

エ．様式－４に示す措置は弊社が最低限必要とする事項を示したものであり、法令を含む必要な措置を網羅したものではない。受注者は関係法令等を遵守し、様式－４に示す措置以外に必要な措置があれば実施すること。

（３）火気の使用

備蓄基地は大量の危険物（原油）を貯蔵しており、発災時の影響は甚大である。火災予防のため、火気の使用を一切禁止する。火気の種類については弊社協力会社作業規則による。また、喫煙具の現場持込みも禁止する。なお、工事等において、止むを得ず火気を使用する場合は、所定の手続きで弊社の許可を得て使用すること。

（４）電力の使用

備蓄基地の電気工作物から電力の供給を受ける場合、又は備蓄基地の電気工作物に電力を供給する設備を設置する場合は、所定の手続きで弊社の許可を受けること。ただし協力会社作業規則に定められている火気使用指定場所、及び危険地区以外に設置する仮設事務所・休憩所において、電気用品安全法に定められているＰＳＥマークが表示された電気用品を使用する場合は弊社の許可を要しない。

（５）リスクアセスメント

弊社は、工事における事故・災害を未然に防ぐことを目的に、リスクアセスメントの活用を推進している。受注者は、各工事の施工要領書に従い自らリスクアセスメントを実施すること。実施したリスクアセスメントはリスクアセスメント表に纏め弊社の確認を得ること。またリスクアセスメントの内容を作業員へ教育するとともに、現場でリスク低減策の実施確認に利用し工事安全に努めること。また、教育中、工事中等リスク発掘に努め、発掘したリスクについては、リスクアセスメント表に追加し次項８．（３）の報告書提出と同時に元請会社承認後に提出すること。

（６）危険物の取扱作業

工事等において備蓄基地貯蔵の危険物の抜出し、移送等の取扱作業を行う場合は、必ず弊社担当者の指示、監督のもとに行うこと。

（７）危険物の持込み

エンジン燃料・塗料等の危険物の持込みは、その量を指定数量の１／５未満におさえる他、取扱い等については弊社「協力会社作業規則」による。

（８）高所作業等の対策

高所作業等墜落や落下等の危険がある工事箇所では、労働安全衛生法等の関係法令及び協力会社作業規則を遵守し、墜落制止用器具の使用や転落防止柵の設置等の必要な安全対策を実施すること。足場の組立て、解体又は変更の作業中及び使用していない期間は、使用禁止である旨が解る表示、立ち入り禁止措置をすること。足場の組立て、解体または変更の作業は、詳細な作業手順・足場施工図・立ち入り禁止範囲図を施工要領書に記載すること。

(9) 窒素封入箇所開放時の対策

窒素封入箇所を開放する際は、開放箇所へ不用意に接近しないように、バリケード、トラロープ等にて周囲を囲むように養生を行うこと。

(10) 硫化鉄等の自然発火対策について

硫化鉄等の自然発火の恐れのある物質は、大気との遮断や湿潤状態化等の発火防止対策を実施すること。

(11) 危険・有害作業の対策

工事等に伴って生じる危険・有害作業は、全て受注者の責務としてその専門知識、技術に基づき安全対策を講ずること。なお、その安全対策が備蓄基地設備等にかかわるときは、事前に申し出て確認を得ること。

(12) 環境測定

- ア．酸素欠乏危険場所では、法令及び協力会社作業規則に基づき環境測定を実施及び記録し、酸素濃度が20%以上であること及び硫化水素濃度が1ppm以下であることを確認してから作業を開始すること。異常があった場合は弊社に連絡し、作業は開始しないこと。また、環境測定記録は工事報告書に添付すること。
- イ．火気使用前には可燃性ガス検知を実施し、可燃性ガスがないことを確認してから作業を開始すること。また火気使用中は常に可燃性ガス検知を実施し、可燃性ガスが検知された場合は直ちに火気の使用を中止すること。

(13) 機械掘削及び建屋内における床・壁のハツリ・貫通作業

機械掘削及び建屋内における床、壁等のコア抜き・ハツリ作業時には、協力会社作業規則に基づき埋設物の確認を実施すること。

また、運転中設備から1m以内の場所での機械掘削は禁止とするが、有効な防護処置等を講じることにより運転中設備を毀損・滅失する恐れがない場合はこの限りではない。ただし、有効な防護処置等は事前に施工要領書にて明確にすること。

【2019年7月 重機による計装空気配管損傷事例対応】

(14) クレーンの使用

クレーンを使用する場合は、4営業日前までに作業計画書（設置場所の地耐力：許容地盤支持力の確認、作業半径及び転倒範囲図、立入禁止区画図、荷吊り手順書、ワイヤーロープ・吊具（外れ止め）点検結果）を提出すること。なお、クレーン準備作業等（ジブ出し作業を含む）は原則オペレーターが行い、作業員が補助作業をする際にはオペレーター指示の下で作業すること。

【2015年11月 足場材搬出時の単管パイプ落下事例対応】

【2016年8月 クレーン信号線切断事例対応】

(15) 備蓄基地内常設機械器具の使用

備蓄基地所有のチェンブロック、ダビット等機械器具を使用する場合は、予め当該機械器具の外観、機能等の点検を実施し、異常がないことを確認後、弊社の許可を得て使用すること。

(16) 送液

油、含油水及び、汚水を仮設ポンプ等により、最寄りのピット、ドリップに送液する場合は、ホース、配管等を確実に固縛するとともに、常時監視人を配置し監視させること。
また、施工要領書に送液方法を記載し、弊社の確認を得ること。

(17) 着工前打ち合わせの実施

工事着工前までに、受注者が作成した施工要領書等を用いて受注者、弊社設備担当課、弊社工務課の三者で、施工要領書、安全対策、諸手続き等について打ち合わせを実施すること。

(18) 貯水池立入禁止区域内の作業

協力会社作業規則による。

(19) 備蓄基地設備フランジ開放・復旧、機器取外・取付

- ア. 備蓄基地設備のフランジ開放・復旧及び、機器取外し・取付けを行う際は、機器の種類に関係なく開放又は取外し箇所（緩める場所）に合いマークをつけ、復旧、取付け時も同様に確認し、取付け位置の間違いを防止すること。なお、合マークが洗浄等で消える恐れがある場合は、養生等を実施し、消えない対応を実施すること。
- イ. ガasketの挿入、取替等が発生する場合の管理方法を明確にすること。なお、最低限として、ガasketの規格、新旧照合、配管内部等の残留物の有無、復旧時の芯ズレ、面間寸法、締付け方法、ガasket損傷の有無について明確にすること。
- ウ. 上記ア. ～イ. の内容は施工要領書へ記載するとともに、品質管理チェックリストで抜けなく実施し、管理すること。なお、当該作業については監督者と作業員にて相互確認を行い、品質管理記録として工事報告書に添付するほか、弊社が記録提出を求めた際は遅滞なく提出すること。

【2015 年 11 月 隔膜式圧力計取外し箇所間違い事例対応】

【2016 年 11 月 原油加熱器チャンネルフランジ復旧位置間違い事例対応】

【2017 年 9 月 配管フランジガasket割れ事例対応】

【2017 年 11 月 フランジガasketサイズ間違い事例対応】

【2017 年 12 月 温度計保護管フランジガasket欠損事例対応】

(20) 既設設備の持出し

既設設備を現場から持出す際は、施工要領書および工事安全日報に既設設備持出しを明記し弊社の確認を得てから実施すること。

【2015 年 12 月 原油タンクウエザーフードアース線無許可持出し事例対応】

(2 1) 加圧試験について

加圧試験を実施する際には、加圧試験要領を作成し弊社の確認を得ること。加圧試験要領には、加圧試験範囲図、試験圧力、安全弁設定値、試験媒体、閉止板厚さ等を記載し、試験圧力、安全弁設定値、閉止板厚さの設定根拠を明確にすること。また、試験記録様式、試験用機器の校正記録を添付すること。

(2 2) 電気・計装工事一般事項

- ア. 備蓄基地の電気工作物（接地設備を除く）に接続しない移動用電気工作物を設置する場合は、電気事業法経済産業省の「移動用電気工作物の取扱いについて（20160531 商局第 1 号）」に則って保安規程の届出等を実施すること。また、設置した移動用電気工作物が自家用電気工作物に該当する場合は、選任した電気主任技術者において検査を実施し、保安を確保すること。
- イ. 備蓄基地の電気工作物は電気工事士法第二条の 2 に定義される自家用電気工作物として取り扱い、同法第三条に則って有資格者を電気工事に従事させること。
- ウ. 備蓄基地の既存の電気工作物に対して作業を実施する場合は、作業前後に絶縁抵抗を測定すること。
- エ. 作業前に必ず検電を実施し、配線の離線・結線を伴う作業を実施する場合は、離線前及び結線後の配線状況（実施日、端子台番号、ケーブル色別・線番等）を記録すること。
- オ. 機器・装置内部等に使用されている電装品（調節計、設定器等）の整備・交換または取付け取外し作業時は、作業前後にパラメータ等の設定値を全て記録すること。
- カ. 上記ウ. ～オ. の実施は監督者と作業員にて相互確認を行い、品質管理記録として工事報告書に添付するほか、弊社が記録の提出を求めた際は遅滞なく提出すること。
- キ. 作業完了後は、原則として実機運転により設備の健全性を確認すること。実機運転ができない場合は、代替手段を考案し弊社の確認を得ること。

(2 3) 工事安全日報及び作業開始・終了連絡等

- ア. 工事等を実施する場合は、前日までに工事安全日報を提出し、工事内容、重大災害防止管理項目、安全対策等打ち合わせを行い、弊社の確認を得ることとし当日着工許可を受けた後着工すること。
- イ. 着工許可はメールによる通知、又は備蓄基地内の弊社が指定する場所・時間において、着工を許可したことを示す工事安全日報の授受によって実施する。
- ウ. 工事安全日報に記載されていない作業は実施しないこと。作業の追加変更が必要な場合は、必ず工事安全日報を作成、若しくは改定し、弊社の確認を得て着工許可を受けること。ただし休日は工事安全日報の打ち合わせを実施できないため、当日の作業の追加、変更は認めない。
- エ. 元請会社は現場で作業終了を確認し弊社担当者又は弊社担当者が指定する連絡先へ報告すること。

(24) 立会区分の明確化

工事等の品質を維持管理するための品質管理チェックリストは弊社を含めた立会区分を明確にし、日付及び実施者を記録すること。記録は実施者の直筆または捺印とする。

(25) 立入禁止場所

自己の作業現場以外へは立ち入らないこと。また、通行路は指定された通行路を通行する。

(26) バルブ・スイッチの操作

バルブ、スイッチ等備蓄基地設備の操作は行わないこと。但し、別途弊社が許可した物は除く。

(27) 設備の^{きそん}毀損・滅失防止

工事中に備蓄基地設備（国有財産諸設備）を毀損・滅失しないようにすること。特に、荷重に弱い保温材付の配管類に乗らないこと。

(28) 汚水・騒音・振動等の処置

工事等に伴い汚水、騒音、振動、粉塵、悪臭、廃棄物等の発生が予想される場合は、あらかじめ法令等に基づきその処置の方法を定めて、弊社の確認を得て行うこと。

(29) 産業廃棄物処理

ア. 備蓄基地で発生する産業廃棄物は、受注者（元請会社）を排出事業主として産業廃棄物管理票（マニフェスト）を発行し、産業廃棄物の関係法令を遵守し適切に処理すること。

イ. 受注者は産業廃棄物の収集・運搬並びに処分を行う事業者が、産業廃棄物に係わる許可を受けている者であることを確認し、許可書の写し及び委託者との契約書写し（または契約を証明できる書類）を収集・運搬前に弊社に提出すること。

ウ. 備蓄基地設備又は弊社が指示する廃棄物については報告書にマニフェストのA票、E票、計量表の写し、及びその一覧表を添付すること。報告書に添付するマニフェストは以下の事項に留意すること。

（ア）中間処理産業廃棄物欄、最終処分場所欄には、氏名、名称、所在地、電話番号、A票照合確認欄には照合日が記入されていること。

（イ）電子マニフェストシステムにおいては産業廃棄物の確定数量及び最終処分終了日が印字された受渡確認票を添付すること。

(30) 安全掲示板の設置と許可証等の掲示

工事・作業現場には安全掲示板を設置し、緊急連絡系統図、構内電話設置図、危険予知活動シート、許可証（火気使用許可証、電力使用許可証、水使用許可証）、クレーン等重機作業計画書、及び電気主任技術者名（自家用電気工作物を設置している場合）を掲示すること。また、建設業許可等作業に応じた掲示物を掲示すること。上記掲示物を車両に掲示したままの走行は禁止とする。

(3 1) 有資格者登録

工事・作業上必要とする資格等で弊社が定める資格等は、有資格者登録申請で資格者等のワッペンを発行を弊社に申請すること。弊社は申請内容を確認して該当するワッペンを発行する。また、発行されたワッペンは、当該資格者のヘルメットの見やすい位置に貼り付けること。

(3 2) 現場の整理整頓

工事等の現場は常に整理整頓に努め、不要となった資機材は速やかに撤去するか、受注者が管理する構外の倉庫等に搬出すること。

(3 3) 災害発生防止と対策

工事中、雨・風・雪・雷・地震等により災害の発生の恐れがある場合は、作業の中止を含めて災害発生防止のための中止基準を明確にして施工要領書に記載し、その対策を徹底すること。なお、弊社が災害発生の恐れがあると認めた場合は作業中止を指示することがある。

(3 4) 禁止行為及び許可・届出

構内での禁止行為、許可を必要とする作業、届出を必要とする作業は、弊社協力会社作業規則による。

(3 5) 異常事態発生時の通報訓練

工事着工前に事前に最寄りの構内電話の位置を確認し作業員に周知すること。また、異常事態発生時に通報できるよう訓練を実施し、弊社担当者へ報告すること。

(3 6) 構内での交通について

- ア. 堤内進入路、防消火設備付近 5 m 以内及びタンク拡張部（開放中タンクは除く）は消防車両設置の妨げになるため駐車しないこと。
- イ. 積荷等を車両で運搬する際は、固縛等で積荷が転倒、落下しないようにすること。また、給油缶等は給油口等の蓋が確実に閉まっている事を確認すること。
- ウ. 構内を車両で移動する際は、周囲の安全確認を行い事故防止に努めること。

【2015 年 12 月 消火栓前に車両駐車事例対応】

【2016 年 6 月 道路上車両接触事例対応】

【2016 年 8 月 軽トラック積載中の軽油給油缶より漏れ事例対応】

(3 7) 検査工事注意事項について

検査工事を実施するに当たり、著しい腐食減肉、錆コブを発見した場合はみだりにケレンを行わず、弊社担当者へ連絡すること。

(3 8) 災害の未然防止

工事等の安全対策は、関係する法令及び弊社「協力会社作業規則」を遵守し、人身事故や火災等の災害の未然防止を徹底すること。

(3 9) 非常時の措置

非常時の措置は、弊社「協力会社作業規則」による。

(40) その他

その他必要事項を弊社「協力会社作業規則」に定める。

8. 試験・検査及び検収

(1) 工事中及び現場完成時の試験・検査

ア. 受注者及び弊社が、工事等の実施過程において中間検査が必要と認めたものについては、弊社の実施する中間検査を受け合格の後、次の工程に進むこと。

イ. 埋設工事等の施工後では検査が不可能または困難な工事等は、確認できる中間時点で試験・検査を受けること。

ウ. 関係官庁、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「資源機構」という）の立会検査、現場確認などの要請があったときは、受注者は誠意をもってこれらに係る準備、段取り、事前検査等を行うこと。

エ. 関係官庁、資源機構及び弊社が実施する中間及び完成時の試験・検査を受審する前に個別仕様書等に記載されている内容通りの施工がされているか、数量、施工場所、施工写真（検収時目視確認できなくなる部位については、弊社担当者と打ち合わせ決定する）、品質管理チェックシート、検査記録等を作成し、受注者社内検査を実施すること。社内検査合格後作成した検査記録等を弊社へ提出し試験・検査を受審すること。また、社内検査の方法等は、施工要領書に記載し弊社の確認を得ること。

オ. 試験・検査に関わる工事記録写真

(ア) 写真撮影にあたっては、以下の項目を記載した工事看板を判読できるよう被写体とともに写しこむこと。なお、拡大写真、接写写真については別途協議とする。

- a. 工事名称
- b. 撮影日
- c. 部位・工事内容・機器 No. 等
- d. 受注者名

(イ) 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」（平成 29 年 1 月 30 日付け、国技建管第 10 号）に基づく小黑板情報の電子的記入は、これに当たらない。

(ウ) 撮影箇所は最新の「国土交通省 機械工事施工管理基準」、「国土交通省北海道開発局 土木工事施工管理基準（写真管理）」又は「国土交通省 営繕工事写真撮影要領」を参考に施工要領書の写真撮影計画書を作成し、弊社の確認を得ること。

(エ) 他細目も同基準に準じる。

(2) 工事報告書の作成

ア. 工事報告書の表紙の作成日は工期満了日の年月を記載のこと。

- イ. 検査記録には、検査日・検査の条件・内容・結果実施者・責任者等を明確に記録すること。
- ウ. 実施した点検・検査及び補修工事等に対し、今後の工事に参考となるようなリコメント等が有れば記載すること。
- エ. 工事記録写真は写真データを印刷又は電子媒体に格納し、工事報告書に添付すること。電子媒体に格納する場合は8. (1) オ. (ウ) に準じること。印刷物として提出する場合には、看板に誤りがなく判読できれば摘要等の記載は不要とする。

(3) 完成検査・引渡し

- ア. 現場工事が完了したときは、完成図書または工事報告書（以下、「工事報告書等」と言う）及び工事完了届を提出すること。なお、工事報告書等の提出は個別仕様書等に提出日の記載がある場合を除き完了期日の営業日 14 日前までに提出し、弊社の事前確認を受けること。また、提出書類に不具合がある場合は、類似箇所を全て再確認し修正を行うこと。提出書類に不具合が多い場合には、対策案の提出を求める場合がある。ただし、別途理由があり提出できない場合は、書面（業務連絡票等）を以って弊社に届け出て、提出期限変更の了承を得ること。完成検査は弊社検査員が行う。その際は工事完了に対する説明・報告を行うこと。なお、弊社による完成検査は資源機構の承認をもって合格とする。ただし、事業所契約分の工事等については、弊社設備担当課の承認をもって合格とする。
- イ. 完成検査に合格したときは、受注者に資源機構、株式会社 J E R A（以下「J E R A」という）及び弊社連名の検査合格通知書を交付し、この交付の時をもって引渡しを完了したものとする。ただし、事業所契約分の工事等については、事業所が発行する工事修理指図書内の検査及び検査合格通知をもって引渡しを完了したものとする。
- ウ. 完成検査に合格しない時は、弊社の指定する期間内にこれを補修しなければならない。
- エ. ここでいう完成検査とは単に機械的検査に限らず、必要な場合には性能保証のための試運転等を含むものとする。
- オ. 弊社は契約の目的物の一部について、工事施工中であっても受注者の同意を得て、これを検査の上使用することができる。この部分の使用上の管理責任は弊社が負う。

(4) 検収

工事終了後、工期の満了日までに資源機構、J E R A 及び弊社連名の検査合格通知書を交付し、この交付日をもって弊社の検収とする。ただし、事業所契約分の工事等については、事業所が発行する工事修理指図書内の検査及び検査合格通知の日付をもって弊社の検収とする。

9. 仕様の改訂、提案、合意

- (1) 仮設、施工方法その他工事・作業目的物を完成・完遂するために必要な一切の手段については契約書等及び個別仕様書等に定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- (2) 弊社が仕様変更を行う場合は、「仕様変更仕様書」、「仕様変更通知書」または「業務連絡票」等を発行する。
- (3) 契約金額の変更を要する仕様変更が生じる場合は、その都度変更内容、理由、変更金額等を記した文書で弊社に申し出るものとする。この場合弊社が仕様変更の必要があると認めた事項についてのみ「仕様変更通知書」を発行する。契約金額の変更は両者協議の上決定する。
- (4) 受注者が契約条件を満足するために自ら仕様変更を行う場合は、その都度変更内容、理由等を記した文書で弊社に申し出るものとする。この場合、弊社が必要と認めたものに限り仕様変更を行うことができる。契約金額の変更は原則として行わない。
- (5) 弊社仕様を本質的に満足する範囲内で、受注者が更に良い、あるいは有利な仕様を用意している場合には弊社に確認の上採用することができる。

10. 特許、ノウハウ等

(1) 特許及びノウハウ

- ア. 各工事で弊社と受注者の共同による発想及び研究によって得られた、新しい特許・ノウハウは両者の共有とする。
- イ. 各工事で受注者所有以外の特許・ノウハウを使用する場合は、受注者の責任において必要な措置を講ずること。
- ウ. 特許・ノウハウの使用に関して紛争が発生した場合は、受注者の責任において解決すること。

(2) 守秘義務

見積り引き合いを含めて各工事に関して得られた情報等については、契約が成立しない場合においても秘密とし、弊社の文書による特別の許可がない限り、複写及び第三者に開示してはならない。

(3) 書類等の返却

各工事に係る弊社からの関連資料等は、用済み後速やかに弊社に返却すること。

11. 保険

受注者は工事着手から完成引渡しまでの間、労働災害保険等必要な保険を付保すること。

12. 見積もり等

見積り、契約、支払条件は別途提示する。

2 0 2 1 年 度 工 事 ・ 作 業

共 通 仕 様 書

1 3. その他

- (1) 規格・基準類については、別表－1による。
- (2) 支給品及び貸与品については、別表－2による。
- (3) 提出書類については、別表－3による。
- (4) 必要手続きについては、別表－4による。
- (5) 適用法令については、別表－5による。

1 4. 添付資料

- (1) 別表－1「準拠規格・基準類」
- (2) 別表－2「支給品及び貸与品」
- (3) 別表－3「提出書類」
- (4) 別表－4「必要手続き一覧」
- (5) 別表－5「適用法令等一覧」
- (6) 別表－6「重大災害防止管理項目一覧表」
- (7) 添付資料－1「弊社保全工事業務要領別表－1『保全工事業務フロー』（抜粋）」
- (8) 添付資料－2「仮設建屋用電源ケーブル敷設ルート参考図」
- (9) 添付資料－3「工事監督者選任に係る個人情報取扱要領」
- (10) 添付資料－4「eServ 利用申請に係る個人情報取扱要領」
- (11) 様式－1「仕様変更申出書」
- (12) 様式－2「仕様変更通知書」
- (13) 様式－3「工事監督者選任届 兼 受講申請書」
- (14) 様式－4「重大災害防止管理項目確認表」

以上

別	表	一	1
準	規	格	・ 基 準 類

項 1 / 1

以下の規格・基準類(最新版)を適用すること。
 その他関連規格・基準類を適用する場合には書面にて弊社に確認すること。

[illegible]

苦 東 石 油 備 蓄 株 式 会 社

別 表 一 3
提 出 書 類

項 1 / 1

提出の有無及び部数は個別仕様書又は工事修理指図書を参照すること。

※1: 第2工区関係の提出部数は、個別仕様書又は工事修理指図書の部数に更に1部を加えた部数とする。

※2: 項目については別途指示する。

※3: 形式指定については別途指示する。

※4: 緊急工事の場合は別途指示する。

※5: 電子ファイル又は弊社指定のシステムによる提出を指示する場合がある。(データ形式及び部数は別途指示する。)

書 類 名 称	提出期限	備考
1 施工要領書		
(1) 現場代理人通知書及び同人経歴書	受注後10営業日以内又は別途指示する日まで	※個別仕様書に記載の部数を提出する前に、確認用として1部提出すること。 ※5
(2) 監理(主任)技術者通知書及び同人経歴書		
(3) 工事安全誓約書		
(4) 工事計画書		
① 工事組織表		
② 安全衛生管理組織表		
③ 工事施工要領		
④ 品質管理計画(試験検査)		
⑤ 安全衛生管理計画		
⑥ 環境管理計画		
⑦ 工事工程表		
⑧ 法定作業主任者・資格者等一覧表		
⑨ 作業員動員計画書		
⑩ 工事用資機材調達使用計画書		
⑪ 写真撮影計画書		
⑫ 仮設工事計画書		
⑬ 下請業者リスト		
⑭ その他		
2 作業手順書	別途指示する日まで	※工事修理指図書に記載の部数を提出する前に、確認用として1部提出すること。 ※4, ※5
(1) 工事組織表		
(2) 工事施工要領		
(3) 品質管理チェックリスト		
(4) 工事工程表		
3 設計図書等	別途指示する日まで	※1, ※5
4 官庁提出書類	別途指示する日まで	※1
5 構内作業等許可届出書類	別表一4による	※5
6 安全データシート(SDS)	材料納入時	
7 工事安全日報	毎日	※5
8 リスクアセスメント	着工前	※4, ※5
9 工事週報(工事進捗状況表)	毎週木曜日	
10 点検検査記録(仮報告)	随時	※1, ※5
11 点検検査中の不具合速報	随時	※5
12 工事報告書	完工日の14営業日前まで	※1, ※2, ※3
(1) 完成図書		
(2) 工事報告書		
13 デジタル報告書(CD-R, DVD-R, 又はBD-R)	検収後10日以内又は別途指示する日まで	※3

別	表	—	4
必	要	手	続
			一
			覧

※1: 弊社指定のシステムによる提出を指示する場合がある。

[illegible]

別 表 一 5

適 用 法 令 等 一 覽

項 1 / 1

[illegible]

重大災害防止管理項目一覧表

別表-6

管理番号	重大災害防止管理項目
1	運転中設備又は活き設備近傍での特定火気工事
2	塔槽・タンク等の内部での特定火気工事 (アルゴン溶接や内燃機関の使用、塔槽工事に於けるACの除去)
3	可燃性の固体等(煙道内硫化物(粉))が残存(付着)する場所での特定火気工事
4	塔槽、タンク内部等で行う塗装・ライニング及びPT検査等の可燃性溶剤使用作業
5	塔槽・タンク・ピット内部等での充填物や残油スラッジ等残留物の抜き出し清掃作業
6	タンク開放(COW)工事
7	タンク水張り後の開放作業
8	窒素気流中及び窒素雰囲気での作業
9	運転中の煙道の開放・開口作業(安全弁、仕切板の取付、取外し作業)
10	運転中の有害物質等の配管・機器等の開放作業及び応急補修作業 (毒劇物・特定化学物質等)
11	移動式クレーン等の重機作業
12	活き設備近辺で行う杭打ち(抜き)機作業(バイブロハンマー等使用作業を含む)
13	活き設備近辺で行う掘削機械等使用作業(ブルドーザーやショベルローダー等)
14	低圧電路の活線作業
15	活き設備(充電箇所)が時間経過で変化したり混在する変電所内での停電作業
16	変電所配電盤内作業(停電作業)
17	高電圧印加試験
18	埋設高圧・低圧ケーブルの切断作業
19	圧力容器、配管、バルブ等の耐圧又は気密テスト
20	冬季に於ける、タンク、容器、配管、バルブ等の水圧テスト、COW洗浄工事等
21	高所での足場の組立て、解体又は変更の作業

工事監督者教育受講者位

工事監督者選任に係る個人情報取扱要領

苦東石油備蓄株式会社（以下、「当社」という）は、当社共通仕様書に基づく工事監督者選任において、以下の要領で個人情報の管理を行いますので同意をお願いいたします。

併せて「安全のしおり」の遵守及び構内情報で知り得た情報に関する秘密保持についても同意をお願いいたします。

1. 個人情報の収集

当社が締結した業務委託契約または請負契約に基づき、各受託会社または請負会社の従業員で、工事監督者として選任されようとする者は、各受託会社または請負会社を通じて、書面にて氏名、住所等の必要な個人情報を提供いただきます。

当社は、その個人情報を「個人情報の保護に関する法律」に基づき、以下のように取り扱います。

2. 個人情報の利用目的

- (1) 当社は、収集した個人情報を工事監督者選任のために必要な範囲で利用いたします。
- (2) 当社は、収集した個人情報は上記目的以外には一切利用いたしません。

3. 個人情報の利用

- (1) 当社は、個人情報の収集目的達成に必要な範囲で、当社及び収集目的に関連する業務に関し委託する契約を結んだ会社に、収集した個人情報を開示し、その利用を認めます。
- (2) 法令に定める場合を除き、収集した個人情報は本人の同意なく、第三者に開示、提供いたしません。

4. 個人情報の安全管理

当社は、収集した個人情報の管理にあたっては、個人情報管理責任者を定め、厳重に安全管理のために必要な措置を講じます。

5. 個人情報の訂正・削除

当社は、収集した個人情報に限り、その内容の訂正または追加を希望する場合および削除を希望される場合には、迅速に対応いたします。

以上

eServ 利用申請者各位

eServ 利用申請に係る個人情報取扱要領

苦東石油備蓄株式会社（以下、「当社」という）は、eServ 利用申請において以下の要領で個人情報の管理を行いますので同意をお願いいたします。

1. 個人情報の収集

当社が締結した業務委託契約または請負契約に基づき、各受託会社または請負会社の従業員で、工事監督者として選任されようとする者は、各受託会社または請負会社を通じて、書面にて氏名等の必要な個人情報を提供いただきます。

当社は、その個人情報を「個人情報の保護に関する法律」に基づき、以下のように取り扱います。

2. 個人情報の利用目的

(1) 当社は、収集した個人情報を業務遂行上必要な範囲で利用いたします。

(2) 当社は、収集した個人情報は上記目的以外には一切利用いたしません。

3. 個人情報の利用

(1) 当社は、個人情報の収集目的達成に必要な範囲で、当社及び収集目的に関連する業務に関し委託する契約を結んだ会社、収集した個人情報を開示し、その利用を認めます。

(2) 法令に定める場合を除き、収集した個人情報は本人の同意なく、第三者に開示、提供いたしません。

4. 個人情報の安全管理

当社は、収集した個人情報の管理にあたっては、個人情報管理責任者を定め、厳重に安全管理のために必要な措置を講じます。

5. 個人情報の訂正・削除

当社は、収集した個人情報に限り、その内容の訂正または追加を希望する場合および削除を希望される場合には、迅速に対応いたします。

以上

様式ー1

苫東石油備蓄株式会社
苫小牧事業所 工務課 御中

年 月 日

発信番号	
------	--

仕 様 変 更 申 出 書

会社名	
工事名称	
工事番号	

承認	点検	作成

下記のとおり仕様変更を申し出致します。仕様変更通知書にてご回答下さい。なお、実際の契約金額変更は別途協議の上決定させて頂きます。

記

No.	変更内容	変更理由	概略変更金額

その他用件欄

受ー苫ー工ーー	
苫東石油備蓄株式会社 苫小牧事業所 工務課	
確認欄	

回答希望期限：

年 月 日

当社 発信番号	発一芒一工一	一
申出書 発信番号	受一芒一工一	一

御中

仕 様 変 更 通 知 書

苫東石油備蓄株式会社
苫小牧事業所 工務課

工事名称	
工事番号	

年 月 日 に申出のあった仕様変更について、
下記のとおり仕様を変更致します。

記

承 認	点 検	作 成

No.	変更内容	変更理由	備考

その他用件欄

1. 施工要領書の提出等、工事实施のために必要な諸手続きを実施願います。
2. 工事工程等の詳細は別途打ち合わせにより決定します。
3. 正式な仕様変更手続きについては、(株)JERA石油備蓄運用センター契約ユニットより別途ご連絡致します。
4. 請負金額の変更については、弊社から変更仕様書提示後、見積り合わせの上、決定させて頂きます。

通知内容をご確認頂き、右の捺印欄の押印の上、原紙をご返却下さい。

捺 印 欄	

苦東石油備蓄株式会社
苦小牧事業所 工務課長殿

工事監督者選任届 兼 受講申請書

年 月 日

元請会社名 (元方事業者名)
現場代理人 (工事責任者名):
印

工事監督者として、下記の者を選任致します。

記

ふりがな 氏名	生年月日		西暦	年	月	日	歳
所属会社	元方事業者 一次協力会社 二次協力会社 所属会社	住所		所属会社連絡先			
雇用 形態	左欄に記載の 職種経験年数		当年度入構者安全衛生教育 受講(予定)年月日		工事監督者教育受講希望日 (入構者安全衛生教育受講前には受講できません)		
職種 1～3程度選択 その他の場合は 最下欄に職種を記載	年 月		西暦 年 月 日		西暦 年 月 日		
職務経歴(過去4年間で担当した職務について、上記職種に則り具体的に記述)							
工事名称		職務		期間		事業場等(当基地に限定せず)	
例) 蒸気配管補修工事		工事監督者		2012 / 12 ~ 2012 / 12		(株) 苦小牧厚真工場	
1)				/ ~ /			
2)				/ ~ /			
3)				/ ~ /			
4)				/ ~ /			
5)				/ ~ /			
6)				/ ~ /			
7)				/ ~ /			
資格(職務上必要と判断される取得済みのものを記入。例: 労安法規則によるもの等)				教育(職務上必要と判断される取得済みのものを記入。例: 職長・安全衛生管理者教育等)			
名称		資格証・修了証No.		取得年月日		名称	
				/ /		実施者又は会社名	
				/ /		受講年月日	
				/ /		/ /	
				/ /		/ /	
				/ /		/ /	
				/ /		/ /	

※注意事項
各項目は、付記されている諸注意事項を確認して具体的に記入して下さい。
受講希望日の3営業日前までに各工事担当者へ提出願います。
雇用形態が「派遣・出向」の場合は、工事監督者として従事する会社名を元方事業者、一次協力会社、二次協力会社又は所属会社欄に記載して下さい。
(派遣元・出向元ではありません。)
当年度入構者安全衛生教育受講(予定)年月日欄の右横には、当社防災課から受講した場合は「入構」、当社防災課から「入構者安全衛生教育」を受講した者が実施する「入構者安全衛生教育 伝達教育」を受講した場合は「伝達」と記載して下さい。伝達教育の場合は受講記録が当社に提出されていることが必要です。
当社の協力会社作業規則や工事・作業共通仕様書をはじめとする備蓄基地内規則等を熟読し、内容を理解した者を選任してください。ご理解頂けない場合は不合格とする場合があります。
工事監督者教育は毎月第2・第4木曜日(休日の場合は翌営業日)の9:15～12:00に西館大会議室で実施します。教育開始時刻に遅れた場合は受講できませんので、時間に余裕をもってお越しください。
合否は苦東石油備蓄株担当者が上記内容確認後、必要に応じて考査・ヒアリングを行い判定します。
合格者は、備蓄基地内工事の工事監督者としての職務を誠実に遂行して下さい。
選任届の内容に虚偽があった場合、備蓄基地内規則等に反した場合等、悪質な場合は合格を取り消すことがあります。
個人情報の取り扱いについて、工事・作業共通仕様書添付資料－3「工事監督者選任に係る個人情報取扱要領」をご確認下さい。

苦 東 石 油 備 蓄 株 式 会 社

上記記載内容に相違ありません。
工事・作業共通仕様書、協力会社作業規則等の備蓄基地内規則等及び本書面の記載内容を理解し、工事監督者として選任されることに同意致します。
合格後は備蓄基地内規則等を遵守し、工事監督者としての職務を誠実に遂行致します。
また、工事・作業共通仕様書添付資料－3「工事監督者選任に係る個人情報取扱要領」に記載の要領で個人情報の管理を行うことに同意いたします

日付 年 月 日

本人署名

合否連絡先(元請)		苦東石油備蓄(株)記入欄		ヒアリング実施		苦東石油備蓄(株) 苦小牧事業所 工務課		
電話		受付欄	考査結果	年 月 日		承認	点検	担当者
氏名		月 日	☐ 優 ☐ 良 ☐ 否	合否判定				
				合格	不合格			

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

①【運転中設備又は活き設備近傍での特定火気工事】		計画段階確認欄		実行段階確認欄（初回）			
		月/日	確認者	具体的確認事項	月/日	確認者	具体的確認事項
火災・爆発	作業環境測定（可燃性ガス濃度測定）	/		ガス検知器で可燃性ガスがないことを確認してから火気の使用を開始することが施工要領書等に明記されているか。	/		火気使用前及び使用中にガス検知器で可燃性ガスがないことを確認する。
火災・爆発	火花飛散防止措置	/		火花飛散防止措置（養生方法）・範囲等は施工要領書などで明確になっていることを確認する。	/		火気使用前に計画どおりの措置が取られていることを確認する。
火災・爆発	火気使用許可条件	/		火気使用許可を得ていることを確認する。	/		火気使用前及び使用中に火気使用許可証の防護措置が取られていることを確認。
火災・爆発	火気使用終了後の残り火	/		工事終了後に残り火を確認することが施工要領書等に明記されているか。	/		作業終了後（約30分後）、現場に残り火がないことを確認し、当日の作業終了を報告する。

計画段階	
/	/
工事担当課	

実行段階	
/	/
工事担当課	

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

①【運転中設備又は活き設備近傍での特定火気工事】		実行段階確認欄（継続）							
		月/日	確認者	月/日	確認者	月/日	確認者	月/日	確認者
火災・爆発	作業環境測定（可燃性ガス濃度測定）	/		/		/		/	
火災・爆発	火花飛散防止措置	/		/		/		/	
火災・爆発	火気使用許可条件	/		/		/		/	
火災・爆発	火気使用終了後の残り火	/		/		/		/	
		工事担当者確認欄							

実行段階		
/ /		
工 事 担 当 課		

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

②【塔槽・タンク等の内部での特定火気工事（アルゴン溶接や内燃機関の使用、塔槽工事に於けるACの除去）】		計画段階確認欄			実行段階確認欄（初回）		
		月/日	確認者	具体的確認事項	月/日	確認者	具体的確認事項
火災・爆発	作業環境測定（可燃性ガス濃度測定）	/		ガス検知器で可燃性ガスがないことを確認してから火気の使用を開始することが施工要領書等に明記されているか。	/		火気使用前及び使用中にガス検知器で可燃性ガスがないことを確認する。
酸欠	作業環境測定（酸素濃度測定）	/		酸素濃度が20%以上であることを確認してから入槽することが施工要領書等に明記されているか。	/		入槽前に酸素濃度が20%以上であることを確認し記録する。
酸欠	作業中の換気措置	/		換気方法は施工要領書等で明確になっていることを確認する。（酸欠則5条）	/		入槽前に計画どおりの措置が取られていることを確認する。
火災・爆発	火花飛散防止措置	/		火花飛散防止措置（養生方法）・範囲等が明確になっていることを確認する。	/		火気使用前に計画どおりの措置が取られていることを確認する。
火災・爆発	火気使用許可条件	/		火気使用許可を得ていることを確認する。	/		火気使用前及び使用中に火気使用許可証の防護措置が取られていることを確認。
酸欠	有資格者の選任配置	/		選任される酸素欠乏危険作業主任者（第2種酸素欠乏危険作業の場合は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者）が明確になっていることを確認する。（酸欠則11条）	/		入槽前に作業主任者を確認する。
酸欠	指揮体制の確立	/		連絡体制及び監視人の配置は適切か。（酸欠則10条、13条）	/		入槽前に連絡体制を周知し、監視人の配置を確認する。
火災・爆発	可燃物の水洗等による除去	/		除去方法（水洗の場合は排水処理方法も含む）が施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/		火気使用前に可燃物が除去されていることを確認する。
酸欠	作業経過による環境変化				/		工事安全日報打ち合わせ時に作業当日の環境変化の有無を確認。
火災・爆発	火気使用終了後の残り火	/		工事終了後に残り火を確認することが施工要領書等に明記されているか。	/		作業終了後（約30分後）、現場に残り火がないことを確認し、当日の作業終了を報告する。

計画段階		
/ /		
工 事 担 当 課		

実行段階		
/ /		
工 事 担 当 課		

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

②【塔槽・タンク等の内部での特定火気工事（アルゴン溶接や内燃機関の使用、塔槽工事に於けるACの除去）】		実行段階確認欄（継続）					
		月/日	確認者	月/日	確認者	月/日	確認者
火災・爆発	作業環境測定（可燃性ガス濃度測定）	/		/		/	
酸欠	作業環境測定（酸素濃度測定）	/		/		/	
酸欠	作業中の換気措置	/		/		/	
火災・爆発	火花飛散防止措置	/		/		/	
火災・爆発	火気使用許可条件	/		/		/	
酸欠	有資格者の選任配置	/		/		/	
酸欠	指揮体制の確立	/		/		/	
火災・爆発	可燃物の水洗等による除去	/		/		/	
酸欠	作業経過による環境変化	/		/		/	
火災・爆発	火気使用終了後の残り火	/		/		/	
		工事担当者確認欄					

実行段階	
/	/
工 事 担 当 課	

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

③【可燃性の固体等（煙道内硫化物（粉））が残存（付着）する場所での特定火気工事】		計画段階確認欄		実行段階確認欄（初回）			
		月/日	確認者	具体的確認事項	月/日	確認者	具体的確認事項
火災・爆発	作業環境測定（可燃性ガス濃度測定）	/		ガス検知器で可燃性ガスがないことを確認してから火気の使用を開始することが施工要領書等に明記されているか。	/		火気使用前及び使用中にガス検知器で可燃性ガスがないことを確認する。
火災・爆発	可燃物の水洗等による除去	/		除去方法（水洗の場合は排水処理方法も含む）が施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/		火気使用前に可燃物が除去されていることを確認する。
火災・爆発	火花飛散防止措置	/		火花飛散防止措置（養生方法）・範囲等は施工要領書などで明確になっていることを確認する。	/		火気使用前に計画どおりの措置が取られていることを確認する。
火災・爆発	火気使用許可条件	/		火気使用許可を得ていることを確認する。	/		火気使用前及び使用中に火気使用許可証の防護措置が取られていることを確認。
火災・爆発	火気使用終了後の残り火	/		工事終了後に残り火を確認することが施工要領書等に明記されているか。	/		作業終了後（約30分後）、現場に残り火がないことを確認し、当日の作業終了を報告する。

計画段階	
/	/
工事担当課	

実行段階	
/	/
工事担当課	

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

③【可燃性の固体等（煙道内硫化物（粉））が残存（付着）する場所での特定火気工事】		実行段階確認欄（継続）					
		月/日	確認者	月/日	確認者	月/日	確認者
火災・爆発	作業環境測定（可燃性ガス濃度測定）	/		/		/	
火災・爆発	可燃物の水洗等による除去	/		/		/	
火災・爆発	火花飛散防止措置	/		/		/	
火災・爆発	火気使用許可条件	/		/		/	
火災・爆発	火気使用終了後の残り火	/		/		/	
		工事担当者確認欄					

実行段階確認欄（継続）		月/日	確認者	月/日	確認者	月/日	確認者	具体的確認事項
		/		/		/		火気使用前及び使用中にガス検知器で可燃性ガスがないことを確認する。
		/		/		/		火気使用前に可燃物が除去されていることを確認する。
		/		/		/		火気使用前に計画どおりの措置が取られていることを確認する。
		/		/		/		火気使用前及び使用中に火気使用許可証の防護措置が取られていることを確認。
		/		/		/		作業終了後（約30分後）、現場に残り火がないことを確認し、当日の作業終了を報告する。

実行段階		/	/
工	事	担	当
課			

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

④【塔槽、タンク内部等で行う塗装・ライニング及びP T 検査等の可燃性溶剤使用作業】		計画段階確認欄			実行段階確認欄（初回）		
		月/日	確認者	具体的確認事項	月/日	確認者	具体的確認事項
火災・爆発	作業環境測定（可燃性ガス濃度測定）	/		ガス検知器で可燃性ガスがないことを確認してから火気の使用を開始することが施工要領書等に明記されているか。	/		火気使用前及び使用中にガス検知器で可燃性ガスがないことを確認する。
酸欠	作業環境測定（酸素濃度測定）	/		酸素濃度が20%以上であることを確認してから入槽することが施工要領書等に明記されているか。	/		入槽前に酸素濃度が20%以上であることを確認し記録する。
酸欠	作業中の換気措置	/		換気方法は施工要領書等で明確になっていることを確認する。（酸欠則5条）	/		入槽前に計画どおりの措置が取られていることを確認する。
火災・爆発	静電気防止対策	/		静電服、静電靴、接地等の措置を取ることが施工要領書等に明記されているか。	/		入槽前に計画どおりの措置が取られていることを確認する。
火災・爆発	電気機器の防爆性能	/		防爆仕様の電気機器を使用することが施工要領書等に明記されているか。	/		入槽前に防爆仕様の電気機器であることを確認する。
火災・爆発	火気使用許可条件	/		火気使用許可を得ていることを確認する。	/		火気使用前及び使用中に火気使用許可証の防護措置が取られていることを確認。
有害物中毒	取扱物質の有害性調査及び有害性の周知	/		取扱物質の有害性（SDS）及び措置が施工要領書などで明確になっていることを確認する。	/		入槽前に計画どおりの取扱い物質であること及び計画どおりの措置が取られていることを確認する。
有害物中毒	適正保護具の使用	/		使用する保護具は施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/		入槽前に計画どおりの保護具が用意されていることを確認する。また作業中は保護具が正しく使用されていることを確認する。
酸欠	有資格者の選任配置	/		選任される酸素欠乏危険作業主任者（第2種酸素欠乏危険作業の場合は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者）が明確になっていることを確認する。（酸欠則11条）	/		入槽前に作業主任者を確認する。
有害物中毒	有資格者の選任配置	/		選任される有機溶剤作業主任者が明確になっていることを確認する。（有機則19条）	/		入槽前に作業主任者を確認する。
酸欠	作業経過による環境変化	/			/		工事安全日報打ち合わせ時に作業当日の環境変化の有無を確認する。
火災・爆発	特定火気の同時使用禁止	/			/		工事安全日報打ち合わせ時に他工事で特定火気の有無を確認する。

計画段階		
/ /		
工 事 担 当 課		

実行段階		
/ /		
工 事 担 当 課		

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

④【塔槽、タンク内部等で行う塗装・ライニング及びP T 検査等の可燃性溶剤使用作業】		実行段階確認欄（継続）					
		月/日	確認者	月/日	確認者	月/日	確認者
火災・爆発	作業環境測定（可燃性ガス濃度測定）	/		/		/	
酸欠	作業環境測定（酸素濃度測定）	/		/		/	
酸欠	作業中の換気措置	/		/		/	
火災・爆発	静電気防止対策	/		/		/	
火災・爆発	電気機器の防爆性能	/		/		/	
火災・爆発	火気使用許可条件	/		/		/	
有害物中毒	取扱物質の有害性調査及び有害性の周知	/		/		/	
有害物中毒	適正保護具の使用	/		/		/	
酸欠	有資格者の選任配置	/		/		/	
有害物中毒	有資格者の選任配置	/		/		/	
酸欠	作業経過による環境変化	/		/		/	
火災・爆発	特定火気の同時使用禁止	/		/		/	
		工事担当者確認欄					

実行段階	
/ /	
工事担当者	課

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

⑤【塔槽・タンク・ピット内部等での充填物や残油スラッジ等残留物の抜き出し清掃作業】		計画段階確認欄			実行段階確認欄（初回）		
		月/日	確認者	具体的確認事項	確認者	月/日	具体的確認事項
火災・爆発	作業環境測定（可燃性ガス濃度測定）	/		ガス検知器で可燃性ガスがないことを確認してから火気の使用を開始することが施工要領書等に明記されているか。		/	火気使用前及び使用中にガス検知器で可燃性ガスがないことを確認する。
酸欠	作業環境測定（酸素濃度測定）	/		酸素濃度が20%以上であることを確認してから入槽することが施工要領書等に明記されているか。		/	入槽前に酸素濃度が20%以上であることを確認し記録する。
酸欠	作業中の換気措置	/		換気方法は施工要領書等で明確になっていることを確認する。（酸欠則5条）		/	入槽前に計画どおりの措置が取られていることを確認する。
火災・爆発	静電気防止対策	/		静電服、静電靴、接地等の措置を取ることが施工要領書等に明記されているか。		/	入槽前に計画どおりの措置が取られていることを確認する。
火災・爆発	電気機器の防爆性能	/		防爆仕様の電気機器を使用することが施工要領書等に明記されているか。		/	入槽前に防爆仕様の電気機器であることを確認する。
火災・爆発	火気使用許可条件	/		火気使用許可を得ていることを確認する。		/	火気使用前及び使用中に火気使用許可証の防護措置が取られていることを確認。
有害物中毒	取扱物質の有害性調査及び有害性の周知	/		残留物の有害性を着工前打ち合わせ時にSDSで確認する。また有害性に対する措置が施工要領書等で明確になっているかを確認する。		/	入槽前に計画どおりの取扱い物質であること及び計画どおりの措置が取られていることを確認する。
有害物中毒	適正保護具の使用	/		使用する保護具は施工要領書等で明確になっていることを確認する。		/	入槽前に計画どおりの保護具が用意されていることを確認する。また作業中は保護具が正しく使用されていることを確認する。
酸欠	有資格者の選任配置	/		選任される酸素欠乏危険作業主任者（第2種酸素欠乏危険作業の場合は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者）が明確になっていることを確認する。（酸欠則11条）		/	入槽前に作業主任者を確認する。
有害物中毒	有資格者の選任配置	/		選任される有機溶剤作業主任者が明確になっていることを確認する。（有機則19条）		/	入槽前に作業主任者を確認する。
酸欠	作業経過による環境変化					/	工事安全日報打ち合わせ時に作業当日の環境変化の有無を確認する。
火災・爆発	特定火気の同時使用禁止					/	工事安全日報打ち合わせ時に他工事で特定火気の有無を確認する。

計画段階	
/	/
工 事 担 当 課	

実行段階	
/	/
工 事 担 当 課	

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

⑤【塔槽・タンク・ピット内部等での充填物や残油スラッジ等残留物の抜き出し清掃作業】		実行段階確認欄（継続）						具体的確認事項	
		月/日	確認者	月/日	確認者	月/日	確認者		
火災・爆発	作業環境測定（可燃性ガス濃度測定）	/		/		/		火気使用前及び使用中にガス検知器で可燃性ガスがないことを確認する。	
酸欠	作業環境測定（酸素濃度測定）	/		/		/		入槽前に酸素濃度が20%以上であることを確認し記録する。	
酸欠	作業中の換気措置	/		/		/		入槽前に計画どおりの措置が取られていることを確認する。	
火災・爆発	静電気防止対策	/		/		/		入槽前に計画どおりの措置が取られていることを確認する。	
火災・爆発	電気機器の防爆性能	/		/		/		入槽前に防爆仕様様の電気機器であることを確認する。	
火災・爆発	火気使用許可条件	/		/		/		火気使用前及び使用中に火気使用許可証の防護措置が取られていることを確認。	
有害物中毒	取扱物質の有害性調査及び有害性の周知	/		/		/		入槽前に計画どおりの取扱い物質であること及び計画どおりの措置が取られていることを確認する。	
有害物中毒	適正保護具の使用	/		/		/		入槽前に計画どおりの保護具が用意されていることを確認する。また作業中は保護具が正しく使用されていることを確認する。	
酸欠	有資格者の選任配置	/		/		/		入槽前に作業主任者を確認する。	
有害物中毒	有資格者の選任配置	/		/		/		入槽前に作業主任者を確認する。	
酸欠	作業経過による環境変化	/		/		/		工事安全日報打ち合わせ時に作業当日の環境変化の有無を確認する。	
火災・爆発	特定火気の同時使用禁止	/		/		/		工事安全日報打ち合わせ時に他工事で特定火気の有無を確認する。	
		工事担当者確認欄							

実行段階		
/ /		
工 事 担 当 課		

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

⑥【タンク開放（COW）工事】		計画段階確認欄			実行段階確認欄（初回）		
		月/日	確認者	具体的確認事項	月/日	確認者	具体的確認事項
機器破損	作業範囲既設物・埋設物の確認と防護措置	/		作業範囲内の既設物・埋設物を確認し、仮設設備設置に際して必要な防護措置が施工要領書等に明記されているか確認する。	/		仮設設備設置前に計画どおりの措置が取られていることを確認する。
大量漏洩	工事体制・非常時連絡体制の確認	/		工事体制・非常時連絡体制が施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/		業務連絡書等で非常連絡体制を通知する。また緊急操作訓練時に非常時連絡体制を確認する。
大量漏洩	異常気象・地震等の緊急連絡系統の確認	/		気温、地震、台風時の対応と連絡系統が施工要領書等で明確になっているか確認する。	/		緊急操作訓練の実施。
大量漏洩	仮設接続	/		工事範囲と仮設接続箇所が施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/		仮設工事完了後、本設接続前に計画どおりの仮設設備になっていることを確認する。また計画どおりの接続箇所であることを確認する。
火災・爆発	気中洗浄、温水洗浄中の安全対策	/		酸素濃度を8%以下で管理することが施工要領書等に明記されているか確認する。	/		洗浄中は酸素濃度8%以下で管理されていることを確認する。
大量漏洩	温水洗浄前の安全対策	/		温水ラインの液封対策が施工要領書で明確になっていることを確認する。	/		温水洗浄前に計画どおりの措置が取られていることを確認する。
火災・爆発	ガスパージ	/		可燃性ガスパージの開始、終了判断基準が施工要領書等で明確になっていることを確認する。またガスパージ時に立入禁止等の安全措置が取られることが施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/		ガスパージ時に計画どおりの措置が取られていることを確認する。

計画段階	
/	/
工 事 担 当 課	

実行段階	
/	/
工 事 担 当 課	

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

⑥【タンク開放（COW）工事】		実行段階確認欄（継続）					
		月/日	確認者	月/日	確認者	月/日	確認者
機器破損	作業範囲既設物・埋設物の確認と防護措置	/		/		/	
大量漏洩	工事体制・非常時連絡体制の確認	/		/		/	
大量漏洩	異常気象・地震等の緊急連絡系統の確認	/		/		/	
大量漏洩	仮設接続	/		/		/	
火災・爆発	気中洗浄、温水洗浄中の安全対策	/		/		/	
大量漏洩	温水洗浄前の安全対策	/		/		/	
火災・爆発	ガスパージ	/		/		/	
		工事担当者確認欄					

実行段階		
/ /		
工 事 担 当 課		

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

⑦【タンク水張り後の開放作業】		計画段階確認欄			実行段階確認欄（初回）		
		月/日	確認者	具体的確認事項	月/日	確認者	具体的確認事項
酸欠	マンホール開放	/		マンホール開放後に立入禁止措置を取ることが施工要領書等で明確になっているか確認する。	/		工事担当課立会いの下で作業を開始する。また立入禁止措置が取られていることを確認する。
酸欠	作業環境測定（酸素濃度測定）	/		酸素濃度が20%以上であることを確認してから入槽することが施工要領書等に明記されているか。	/		入槽前に酸素濃度が20%以上であることを確認し記録する。
酸欠	作業中の換気措置	/		換気方法は施工要領書等で明確になっていることを確認する。（酸欠則5条）	/		入槽前に計画どおりの措置が取られていることを確認する。
酸欠	有資格者の選任配置	/		選任される酸素欠乏危険作業主任者（第2種酸素欠乏危険作業の場合は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者）が明確になっていることを確認する。（酸欠則11条）	/		入槽前に作業主任者を確認する。

計画段階	
/	/
工 事 担 当 課	

実行段階	
/	/
工 事 担 当 課	

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

⑧【窒素気流中及び窒素雰囲気気の場所での作業】		計画段階確認欄		実行段階確認欄（初回）			
		月/日	確認者	具体的確認事項	月/日	確認者	具体的確認事項
酸欠	適正保護具の使用	/		使用する保護具は施工要領書等で明確になっていることを確認する。また呼吸用空気源が二重化されていること及び送気用ホース等の外れ防止措置が取られる計画であることを確認する。	/		作業前に計画どおりの保護具が用意されていることを確認する。また作業中は保護具が正しく使用されていることを確認する。
酸欠	有資格者の選任配置	/		選任される酸素欠乏危険作業主任者（第2種酸素欠乏危険作業の場合は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者）が明確になっていることを確認する。（酸欠則11条）	/		作業開始前に作業主任者を確認する。
酸欠	救出用具、連絡手段、救急蘇生用具の準備	/		吊り上げ用具、空気呼吸器を用意することが施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/		作業前に計画どおりの機材が用意されていることを確認する。またAEDの設置場所を周知する。

計画段階	
/	/
工事担当課	

実行段階	
/	/
工事担当課	

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

⑧【窒素気流中及び窒素雰囲気での作業】		実行段階確認欄（継続）					
		月/日	確認者	月/日	確認者	月/日	確認者
酸欠	適正保護具の使用	/		/		/	
酸欠	有資格者の選任配置	/		/		/	
酸欠	救出用具、連絡手段、救急蘇生用具の準備	/		/		/	
		工事担当者確認欄					

実行段階	
/ /	
工 事 担 当 課	

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

⑩【運転中の有害物質等の配管・機器等の開放作業及び応急補修作業（毒劇物・特定化学物質等）】		計画段階確認欄			実行段階確認欄（初回）		
		月/日	確認者	具体的確認事項	月/日	確認者	具体的確認事項
有害物中毒	取扱物質の有害性調査及び有害性の周知	/		残留物の有害性を着工前打ち合わせ時にSDSで確認する。また有害性に対する措置が施工要領書等で明確になっているか確認する。	/		入槽前に計画どおりの取扱い物質であること及び計画どおりの措置が取られていることを確認する。
有害物中毒	適正保護具の使用	/		使用する保護具は施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/		入槽前に計画どおりの保護具が用意されていることを確認する。また作業中は保護具が正しく使用されていることを確認する。
有害物中毒	有資格者の選任配置	/		選任される有機溶剤作業主任者又は特定化学物質取扱作業主任者が明確になっていることを確認する。（有機則19条、特化則27条）	/		作業開始前に作業主任者を確認する。
有害物中毒	開放・開口場所の確認				/		設備担当課及び工事担当課立会いの下、開放・開口箇所を確認する。
有害物中毒	安全設備の確認				/		洗眼器、シャワー等の位置及び使用方法を確認する。

計画段階	
/	/
工 事 担 当 課	

実行段階	
/	/
工 事 担 当 課	

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

⑩【運転中の有害物質等の配管・機器等の開放作業及び応急補修作業（毒劇物・特定化学物質等）】		実行段階確認欄（継続）					
		月/日	確認者	月/日	確認者	月/日	確認者
有害物中毒	取扱物質の有害性調査及び有害性の周知	/		/		/	
有害物中毒	適正保護具の使用	/		/		/	
有害物中毒	有資格者の選任配置	/		/		/	
有害物中毒	開放・開口場所の確認	/		/		/	
有害物中毒	安全設備の確認	/		/		/	
		工事担当者確認欄					

実行段階	
/ /	
工 事 担 当 課	

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

⑪【移動式クレーン等の重機作業】		計画段階確認欄			実行段階確認欄（初回）		
		月/日	確認者	具体的確認事項	月/日	確認者	具体的確認事項
重機災害	地盤強度の事前確認及び養生等の確認	/		地盤強度に対して適切な養生等の措置が実施される計画であることがクレーン作業計画書等で明確になっていることを確認する。 【地耐力・許容地盤支持力】 ☐ 芝生：10t/㎡ ☐ 土砂(碎石)：20t/㎡ ☐ 舗装部(道路)：38t/㎡	/		クレーン使用前に計画どおりの措置が取られていることを確認する。 【地耐力・許容地盤支持力】 ☐ 芝生：10t/㎡ ☐ 土砂(碎石)：20t/㎡ ☐ 舗装部(道路)：38t/㎡
重機災害	作業範囲既設物・埋設物の確認と防護措置	/		作業範囲内の既設物・埋設物を確認し、クレーン作業計画書等に必要な防護措置が明記されているか確認する。	/		クレーン使用前に計画どおりの措置が取られていることを確認する。
重機災害	作業内容等に応じた立入禁止措置	/		クレーン作業計画書等で作業半径・内容に対して適切な立入禁止措置となっているか確認する。	/		クレーン使用前に計画どおりの措置が取られていることを確認する。
重機災害	吊荷の荷重等と使用する重機などの性能確認	/		クレーン作業計画書等で吊荷に対して適切なクレーンが選定されているか確認する。	/		クレーン使用前に計画どおりの重機であることを確認する。
重機災害	作業手順等の確認	/			/		作業開始前に体制、人員配置、合図方法、荷吊り手順及び障害物等について打ち合わせして確認する。
重機災害	アウトリガーの張出し	/			/		アウトリガーが完全に張出されていることを確認する。またアウトリガー接地部が軟弱地盤でないことを確認する。
重機災害	設備内乗入の誘導確認	/			/		工事安全日報打ち合わせ時に乗入当日の進入路及び誘導員配置を確認する。

計画段階		実行段階	
/	/	/	/
工 事 担 当 課		工 事 担 当 課	

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

⑪【移動式クレーン等の重機作業】		実行段階確認欄（継続）						具体的確認事項
		月/日	確認者	月/日	確認者	月/日	確認者	
重機災害	地盤強度の事前確認及び養生等の確認	/	/	/	/	/		クレーン使用前に計画どおりの措置が取られていることを確認する。 【地耐力・許容地盤支持力】 □芝生：10t/㎡ □土砂(砕石)：20t/㎡ □舗装部(道路)：38t/㎡
重機災害	作業範囲既設物・埋設物の確認と防護措置	/	/	/	/	/		クレーン使用前に計画どおりの措置が取られていることを確認する。
重機災害	作業内容等に応じた立入禁止措置	/	/	/	/	/		クレーン使用前に計画どおりの措置が取られていることを確認する。
重機災害	吊荷の荷重等と使用する重機などの性能確認	/	/	/	/	/		クレーン使用前に計画どおりの重機であることを確認する。
重機災害	作業手順等の確認	/	/	/	/	/		作業開始前に体制、人員配置、合図方法、荷吊り手順及び障害物等について打ち合わせして確認する。
重機災害	アウトリガーの張出し	/	/	/	/	/		アウトリガーが完全に張出されていることを確認する。またアウトリガーが軟弱地盤でないことを確認する。
重機災害	設備内乗入の誘導確認	/	/	/	/	/		工事安全日報打ち合わせ時に乗入当日の進入路及び誘導員配置を確認する。
		工事担当者確認欄						

実行段階		
/ /		
工	事	担 当 課

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

⑫【活き設備近辺で行う杭打ち（抜き）機作業（パイプロハンマー等使用作業を含む）】		計画段階確認欄			実行段階確認欄（初回）		
		月/日	確認者	具体的確認事項	月/日	確認者	具体的確認事項
重機災害	地盤強度の事前確認及び養生等の確認	/		地盤強度に対して適切な養生等の措置が実施される計画であることが重機作業計画書等で明確になっていることを確認する。	/		重機使用前に計画どおりの措置が取られていることを確認する。
重機災害	作業範囲既設物・埋設物の確認と防護措置	/		作業範囲内の既設物・埋設物を確認し、重機作業計画書等に必要な防護措置が明記されているか確認する。	/		重機使用前に計画どおりの措置が取られていることを確認する。
重機災害	作業内容等に応じた立入禁止措置	/		重機作業計画書等で作業半径・内容に対して適切な立入禁止措置となっているか確認する。	/		重機使用前に計画どおりの措置が取られていることを確認する。
重機災害	吊荷の荷重等と使用する重機などの性能確認	/		重機作業計画書等で吊荷に対して適切な重機が選定されているか確認する。	/		重機使用前に計画どおりの重機であることを確認する。
重機災害	吊荷の落下防止	/		重機作業計画書等で適切な吊り具が使用される計画となっているか確認する。	/		重機使用前に計画どおりの吊り具であることを確認する。
重機災害	作業手順等の確認	/			/		作業開始前に体制、人員配置、搬入方法等について打ち合わせして確認する。
重機災害	アウトリガーの張出し	/			/		アウトリガーが完全に張出されていることを確認する。またアウトリガー一接地部が軟弱地盤でないことを確認する。
重機災害	安全装置の作動確認	/			/		重機使用前に過負荷防止装置等の安全装置が作動することを確認する。
重機災害	設備内乗入の誘導確認	/			/		工事安全日報打ち合わせ時に乗入当日の進入路及び誘導員配置を確認する。

計画段階		
/	/	
工 事 担 当 課		

実行段階		
/	/	
工 事 担 当 課		

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

⑫【活き設備近辺で行う杭打ち（抜き）機作業（バイプロハンマー等使用作業を含む）】		実行段階確認欄（継続）					
		月/日	確認者	月/日	確認者	月/日	確認者
重機災害	地盤強度の事前確認及び養生等の確認	/		/		/	
重機災害	作業範囲既設物・埋設物の確認と防護措置	/		/		/	
重機災害	作業内容等に応じた立入禁止措置	/		/		/	
重機災害	吊荷の荷重等と使用する重機などの性能確認	/		/		/	
重機災害	吊荷の落下防止	/		/		/	
重機災害	作業手順等の確認	/		/		/	
重機災害	アウトリガーの張出し	/		/		/	
重機災害	安全装置の作動確認	/		/		/	
重機災害	設備内乗入の誘導確認	/		/		/	
		工事担当者確認欄					

実行段階	
/	/
工 事 担 当 課	

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

⑬【活き設備近辺で行う掘削機械等使用作業（ブルドーザーやショベルローダー等）】			計画段階確認欄		実行段階確認欄（初回）	
	月/日	確認者	具体的確認事項	月/日	確認者	具体的確認事項
重機災害	/		作業範囲内の既設物・埋設物を確認し、重機作業計画書等に必要な防護措置が明記されているか確認する。	/		重機使用前に計画どおりの措置が取られていることを確認する。
重機災害	/		重機作業計画書等で作業半径・内容に対して適切な立入禁止措置となっているか確認する。	/		重機使用前に計画どおりの措置が取られていることを確認する。
重機災害	/		作業手順等の確認	/		作業開始前に体制、人員配置、掘削方法等について打ち合わせして確認する。
重機災害	/		掘削作業進行に伴う機械の転倒・転落防止	/		計画どおりの機械配置、掘削範囲又は措置が取られていることを確認する。
重機災害	/		設備内乗入の誘導確認	/		工事安全日報打ち合わせ時に乗入当日の進入路及び誘導員配置を確認する。

計画段階	
/	/
工 事 担 当 課	

実行段階	
/	/
工 事 担 当 課	

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

⑬【活き設備近辺で行う掘削機械等使用作業（ブルドーザーやショベルローダー等）】		実行段階確認欄（継続）					
		月/日	確認者	月/日	確認者	月/日	確認者
重機災害	作業範囲既設物・埋設物の確認と防護措置	/		/		/	
重機災害	作業内容等に応じた立入禁止措置	/		/		/	
重機災害	作業手順等の確認	/		/		/	
重機災害	掘削作業進行に伴う機械の転倒・転落防止	/		/		/	
重機災害	設備内乗入の誘導確認	/		/		/	
		工事担当者確認欄					

具体的確認事項
重機使用前に計画どおりの措置が取られていることを確認する。
重機使用前に計画どおりの措置が取られていることを確認する。
作業開始前に体制、人員配置、掘削方法等について打ち合わせして確認する。
計画どおりの機械配置、掘削範囲又は措置が取られていることを確認する。
工事安全日報打ち合わせ時に乗入当日の進入路及び誘導員配置を確認する。

実行段階	
/ /	
工事担当者	課

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

⑭ 【低圧電路の活線作業】		計画段階確認欄			実行段階確認欄（初回）		
		月/日	確認者	具体的確認事項	月/日	確認者	具体的確認事項
感電	検電の実施	/		対象回路及び近傍の充電部等に対して適切な検電器を使用することが施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/		計画どおりの検電器を使用していることを確認する。
感電	適正保護具等の使用	/		対象回路及び近傍の充電部等に対して適切な保護具等を使用することが施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/		計画どおりの保護具等を使用していることを確認する。
感電	電気主任技術者の許可	/		電気主任技術者が施工要領書等を確認していること。	/		作業開始前に電気主任技術者に連絡する。

計画段階	
/	/
工事担当課	

実行段階	
/	/
工事担当課	

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

⑭ 【低圧電路の活線作業】		実行段階確認欄（継続）										
		月/日	確認者	月/日	確認者	月/日	確認者	月/日	確認者	月/日	確認者	具体的確認事項
感電	検電の実施	/		/		/		/		/		計画どおりの検電器を使用していることを確認する。
感電	適正保護具等の使用	/		/		/		/		/		計画どおりの保護具等を使用していることを確認する。
感電	電気主任技術者の許可	/		/		/		/		/		作業開始前に電気主任技術者に連絡する。
		工事担当者確認欄										

実行段階		
/ /		
工 事 担 当 課		

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

⑮【活き設備（充電箇所）が時間経過で変化したり混在する変電所内での停電作業】		計画段階確認欄		実行段階確認欄（初回）			
		月/日	確認者	具体的確認事項	月/日	確認者	具体的確認事項
感電	検電の実施	/		対象回路及び近傍の充電部等に対して適切な検電器を使用することが施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/		計画どおりの検電器を使用していることを確認する。
感電	適正保護具の使用	/		対象回路及び近傍の充電部等に対して適切な保護具を使用することが施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/		計画どおりの保護具を使用していることを確認する。
感電	充電部の防護措置	/		絶縁シート等による養生及びその取付け方法が施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/		計画通りの措置が取られていることを確認する。
感電	電気主任技術者の許可	/		電気主任技術者が施工要領書等を確認していること。	/		作業開始前に電気主任技術者に連絡する。
感電	表示、標識、区画の実施	/		作業範囲内に関係者以外が容易に立ち入れない区画などの措置が取られることが施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/		計画通りの措置が取られていることを確認する。

計画段階	
/	/
工 事 担 当 課	

実行段階	
/	/
工 事 担 当 課	

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

⑯【変電所配電盤内作業（停電作業）】		計画段階確認欄		実行段階確認欄（初回）	
		月/日	確認者	月/日	確認者
感電	施工要領書等の確認	/			
感電	適正保護具の使用	/		/	計画どおりの保護具を使用していることを確認する。
感電	検電・除電・短絡接地の取付け	/		/	計画通りの機材を使用していることを確認する。
感電	電気主任技術者の許可	/		/	電気主任技術者の許可を得て作業を開始する。
感電	表示、標識、区画の実施	/		/	計画通りの措置が取られていることを確認する。
感電	工事完了確認	/		/	電気主任技術者の確認を得る。

計画段階		
/ /		
工 事 担 当 課		

実行段階		
/ /		
工 事 担 当 課		

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

⑯【変電所配電盤内作業（停電作業）】		実行段階確認欄（継続）						具体的確認事項
		月/日	確認者	月/日	確認者	月/日	確認者	
感電	施工要領書等の確認	/		/		/		
感電	適正保護具の使用	/		/		/		計画どおりの保護員を使用していることを確認する。
感電	検電・除電・短絡接地の取付け	/		/		/		計画通りの機材を使用していることを確認する。
感電	電気主任技術者の許可	/		/		/		電気主任技術者の許可を得て作業を開始する。
感電	表示、標識、区画の実施	/		/		/		計画通りの措置が取られていることを確認する。
感電	工事完了確認	/		/		/		電気主任技術者の確認を得る。
		工事担当者確認欄						

実行段階	
/	/
工 事 担 当 課	

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

⑪【高電圧印加試験】		計画段階確認欄			実行段階確認欄（初回）		
		月/日	確認者	具体的確認事項	月/日	確認者	具体的確認事項
感電	印加試験範囲の確認	/		試験範囲が施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/		試験開始前に印加範囲を図面及び現物で確認する。
感電	試験体制及び判定基準の確認	/		試験責任者、非印加側の監視人等の人員配置が施工要領書等で明確になっていることを確認する。また試験合否判定基準及び試験中止基準が施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/		試験責任者、人員配置が計画どおりであることを確認する。また試験中止基準を関係者に周知する。
感電	適正保護具の使用	/		対象回路及び近傍の充電部等に対して適切な保護具を使用することが施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/		計画どおりの保護具を使用していることを確認する。
感電	検電の実施	/		対象回路及び近傍の充電部等に対して適切な検電器を使用することが施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/		計画どおりの検電器を使用していることを確認する。
感電	表示、標識、区画の実施	/		作業範囲内に関係者以外が容易に立ち入れない区画などの措置が取られることが施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/		計画通りの措置が取られていることを確認する。

計画段階	
/	/
工 事 担 当 課	

実行段階	
/	/
工 事 担 当 課	

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

⑱【埋設高圧・低圧ケーブルの切断作業】		計画段階確認欄			実行段階確認欄（初回）		
		月/日	確認者	具体的確認事項	月/日	確認者	具体的確認事項
感電	適正保護具の使用	/		対象回路及び近傍の充電部等に対して適切な保護具を使用することが施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/		計画どおりの保護具を使用していることを確認する。
感電	検電の実施	/		対象回路及び近傍の充電部等に対して適切な検電器を使用することが施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/		計画どおりの検電器を使用していることを確認する。
感電	活線探知機等の使用	/		活線探知機等を使用し、誤ったケーブルを切断しない措置を取ることが施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/		計画通りの措置が取られていることを確認する。

計画段階	
/	/
工 事 担 当 課	

実行段階	
/	/
工 事 担 当 課	

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

⑮ 【埋設高圧・低圧ケーブルの切断作業】		実行段階確認欄（継続）					
		月/日	確認者	月/日	確認者	月/日	確認者
感電	適正保護具の使用	/		/		/	
感電	検電の実施	/		/		/	
感電	活線探知機等の使用	/		/		/	
		工事担当者確認欄					

実行段階	
/ /	
工 事 担 当 課	

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

⑭【圧力容器、配管、バルブ等の耐圧又は気密テスト】		計画段階確認欄		実行段階確認欄（初回）		
		月/日	確認者	具体的確認事項	月/日	確認者
機器破損	作業範囲の孤立・縁切り状況（閉止板挿入等）	/		加圧範囲が施工要領書等で明確になっている閉止板が試験圧力に対して適切なものであることを施工要領書等で確認する。	/	
機器破損	加圧対象機器の設計圧力確認	/		加圧範囲にある機器が試験により破損しないことを確認する。	/	
機器破損	試験方法の確認	/		試験媒体、加圧手順が施工要領書で明確になっているか確認する。	/	
機器破損	試験体制及び判定基準の確認	/		試験責任者、監視人等の人員配置が施工要領書等で明確になっていることを確認する。また試験合否判定基準及び試験中止基準が施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/	
機器破損	表示、標識、区画の実施	/		作業範囲内に関係者以外が容易に立ち入れない区画などの措置が取られることが施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/	
機器破損	加圧操作中の安全対策	/		厚さ12mm以上の配管等の場合は昇圧速度及び昇圧時のメタル温度を確認し、適切に試験が行われる計画であることが施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/	
酸欠	加圧媒体放出時の立入禁止措置	/		加圧媒体放出時、加圧媒体に応じて立入禁止等の適切な安全措置を取ることが施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/	
機器破損	安全弁の設定圧	/		安全弁の設定圧が試験範囲及び試験範囲にある機器に対して適切に設定されていることが施工要領書等で明確になっていることを確認する。また安全弁が確実に動作することを点検記録等により確認する。	/	

計画段階	
/	/
工 事 担 当 課	

実行段階	
/	/
工 事 担 当 課	

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

⑩【圧力容器、配管、バルブ等の耐圧又は気密テスト】		実行段階確認欄（継続）					
		月/日	確認者	月/日	確認者	月/日	確認者
機器破損	作業範囲の孤立・縁切り状況（閉止板挿入等）	/		/		/	
機器破損	加圧対象機器の設計圧力確認	/		/		/	
機器破損	試験方法の確認	/		/		/	
機器破損	試験体制及び判定基準の確認	/		/		/	
機器破損	表示、標識、区画の実施	/		/		/	
機器破損	加圧操作中の安全対策	/		/		/	
酸欠	加圧媒体放出時の立入禁止措置	/		/		/	
機器破損	安全弁の設定圧	/		/		/	
		工事担当者確認欄					

実行段階		
/ /		
工 事 担 当 課		

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

㉔【冬季に於ける、タンク、容器、配管、バルブ等の水圧テスト、COW洗浄工事等】		計画段階確認欄			実行段階確認欄（初回）		
		月/日	確認者	具体的確認事項	月/日	確認者	具体的確認事項
凍結防止	滯水の除去方法等	/		滯水除去方法、凍結防止措置等が施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/		計画どおりの措置が取られていることを確認する。
凍結防止	気温低下時の連絡体制	/		気温低下により凍結の恐れがある場合の連絡体制が施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/		連絡体制を周知する。
凍結防止	水圧テスト後の水除去状況の確認	/		水圧テスト後の残水除去方法が施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/		滞水が除去されたことを確認する。

計画段階	
/	/
工事担当課	

実行段階	
/	/
工事担当課	

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

②⑩【冬季に於ける、タンク、容器、配管、バルブ等の水圧テスト、COW洗浄工事等】		実行段階確認欄（継続）						具体的確認事項
		月/日	確認者	月/日	確認者	月/日	確認者	
凍結防止	滞水の除去方法等	/		/		/		計画とおりの措置が取られていることを確認する。
凍結防止	気温低下時の連絡体制	/		/		/		連絡体制を周知する。
凍結防止	水圧テスト後の水除去状況の確認	/		/		/		滞水が除去されたことを確認する。
		工事担当者確認欄						

実行段階	
/ /	
工 事 担 当 課	

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

②【高所での足場の組立て、解体又は変更の作業】		計画段階確認欄			実行段階確認欄（初回）		
		月/日	確認者	具体的確認事項	月/日	確認者	具体的確認事項
墜落・転落	有資格者の選任配置			高さ5m以上又は吊り足場の場合は、選任される足場の組立て等作業主任者（高さ5m未満の足場の場合は作業指揮者）が明確になっていることを確認する。（安衛則565条）（安衛則529条）また、足場の組立て等作業主任者又は足場の組立て等作業従事者特別教育受講者が作業に従事する計画であることが施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/		作業開始前に作業主任者又は作業指揮者を確認する。また作業従事者全員が足場の組立て等作業主任者又は足場の組立て等作業従事者特別教育受講者であることを確認する。
	表示類の取付け確認			組立て解体作業中には「組立・解体中」「使用禁止」「立入禁止」等の表示をすることが施工要領書等で明確になっていることを確認する。また組立て後は最大積載荷重を表示することが施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/		計画どおりの表示であることを確認する。
墜落・転落	作業時の墜落防止措置の確認	/		作業時には墜落制止用器具を使用する等の墜落防止措置を取ることが施工要領書等で明確になっていることを確認する。	/		作業時に墜落制止用器具を使用する等の墜落防止措置が取られていることを確認する。
墜落・転落	組立て又は解体方法の確認	/		具体的方法が施工要領書で明確になっていることを確認する。	/		計画どおりに実施しているか確認する。

実行段階		
/ /		
工事担当課		

計画段階		
/ /		
工事担当課		

重大災害防止管理項目確認表

会社名：
工事名称：

②【高所での足場の組立て、解体又は変更の作業】		実行段階確認欄（継続）							
		月/日	確認者	月/日	確認者	月/日	確認者	月/日	確認者
墜落・転落	有資格者の選任配置	/		/		/		/	
墜落・転落	表示類の取付け確認	/		/		/		/	
墜落・転落	作業時の墜落防止措置の確認	/		/		/		/	
墜落・転落	組立て又は解体方法の確認	/		/		/		/	
		工事担当者確認欄							

実行段階	
/ /	
工 事 担 当 課	

原 本

主管課：安全環境室

整理番号：事程-102

協 力 会 社 作 業 規 則

本規定類は主管責任者の許可なく複写を禁ずる。

苫東石油備蓄株式会社

苫小牧事業所

目 次

第1章 総 則	
1. 目 的	1
2. 定 義	1
3. 遵守義務	1
第2章 安全衛生環境管理の実施	
1. 安全衛生管理の推進	2
2. 協力会社の安全衛生管理の推進	2
3. 会議・委員会等	2
4. 安全衛生教育・訓練等	3
5. 環境保全	3
第3章 作業管理	
1. 禁止行為等	6
2. 構内作業に係わる基本事項	8
3. 危険・有害作業管理	1 2
4. その他	1 4
第4章 危険・有害作業に係わる安全対策	
1. 可燃性・爆発性物質取扱作業	1 5
2. 火気・電気取扱作業	1 5
3. 墜落・落下・転落危険作業	1 6
4. 工事用機械作業	1 7
5. 有害物質等取扱作業	1 9
6. 放射性同位元素等取扱作業	1 9
7. 酸素欠乏危険作業	2 0
8. 加圧試験作業	2 1
9. エアホース作業等	2 1
第5章 非常時の措置	
1. 初期活動	2 2
2. 異常時の措置	2 2
3. 自衛防災組織の編成	2 2
4. 夜間・休祭日の通報連絡体制	2 3
5. 報告	2 3
附 則	2 4

協力会社作業規則

第 1 章 総 則

1. 目 的

この規則は、「安全衛生管理規程」に基づき、苫東石油備蓄株式会社苫小牧事業所（以下「事業所」という。）における協力会社の安全衛生、環境保全、その他について必要な事項を定め、もって業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

2. 定 義

(1) 協力会社

請負会社、納品会社、その他事業所へ入構する法人等をいう。

(2) 協力会社責任者等

安全衛生責任者、工事監督者及び作業主任者等の協力会社の責任者をいう。

(3) 工事監督者

工事監督者は、工事中、常時監視業務に専念し（作業の掛け持ちはしない）、作業を直接指導、指揮するとともに、品質管理、安全管理、工程管理等を行う者をいう。

(4) 作業主任者

労働安全衛生法の規定（法第 14 条）により選任され、当該作業に従事する労働者（自らをも含む）に対する指揮を行う者を作業主任者という。

3. 遵守義務

協力会社責任者等及び作業従事者は、労働安全衛生法等関連法令（以下「関連法令」という。）及びこの規則並びに事業所の指示する事項を遵守しなければならない。

第 2 章 安全衛生環境管理の実施

1. 安全衛生管理の推進

(1) 協議会組織

構内全般の安全管理については関連法令に基づく安全衛生管理組織の他、苫東備蓄安全衛生協議会（以下「協議会」という。）を編成し総合的な推進を図る。

(2) 運営

ア．苫東備蓄安全衛生協議会会則により運営する。

イ．事業の実施については、年度事業計画により推進する。

ウ．協議会組織の構成は、苫東備蓄安全衛生協議会会則「付表－1 苫東備蓄安全衛生協議会組織表」による。

2. 協力会社の安全衛生管理の推進

(1) 管理組織

協力会社責任者は、「安全衛生管理組織図」（図 1）に基づき、必要な協力会社責任者等を選任し、協議会事務局へ届け出る。

(2) 任務等

協力会社責任者等の選任、任務等については、関係法令等の定めるところによる。

3. 会議・委員会等

(1) 職場安全衛生委員会

ア．協力会社責任者等は、毎月 1 回以上定期的に職場安全衛生委員会を開催し、作業従事者に対しこの規則及び作業上の注意事項の徹底を図る。

イ．会議の議事録を作成し、協力会社責任者等が保管する。

(2) 朝礼等

協力会社責任者等は、毎日朝礼、ミーティング等を開催し、安全衛生、環境保全上の注意事項及び作業上必要な事項並びに避難経路について指示する。

尚、朝礼等で指示した事項については、安全衛生日誌等に記入しこれを全員に周知徹底する。

4. 安全衛生教育・訓練等

協力会社従業員は、事業所が行う安全衛生教育を受講すること。

また、協力会社責任者等は、作業の形態に応じ協力会社従業員に業務遂行上必要な法定の教育・訓練等を実施すること。

(1) 法定教育・訓練

法定の安全衛生教育・訓練は、関係法令の定めるところにより実施する。

(2) 教育・訓練の計画

ア. 安全衛生責任者は、訓練計画を作成し事業計画の中に組み込む。

イ. 協力会社責任者等は、協議会で作成する事業計画に基づき各社毎の教育・訓練計画を作成する。

(3) 教育・訓練の実施と評価

ア. 協力会社責任者等は、それぞれの教育・訓練計画に従い教育・訓練を実施する。

イ. 教育・訓練の実施結果は実施責任者が評価し、その結果を各協力会社の職場指導等へ反映させる。

ウ. 教育・訓練の実施記録は、実施責任者が3年間保管する。

5. 環境保全

(1) 構内で作業する者は、関係法令を遵守し、作業に伴う排水、騒音、振動、粉じん、悪臭、廃棄物等による公害の発生を防止しなければならない。

また、自動車による運搬等、構外作業に伴う騒音、粉じん等による公害の発生についても充分配慮してその防止に努めること。

(2) 工事その他における公害の発生、環境の悪化等の防止対策については、作業要領を定め事業所の確認を得ること。

(3) 環境保全に関し定めのない事項、その他不明な事項については事業所の確認及び指示を受けること。

(4) 環境保全に関し異常が発生した場合及び計画と異なる事態が生じた場合には、適切な措置を講ずるとともに直ちに事業所へ連絡すること。

(5) 対象毎の環境保全は、次のとおりとする。

ア. 廃棄物の処理

(ア)無断で構外持ち出し処理は行わないこと。

(イ)発生量の抑制または、再利用化を推進するとともに「廃棄物分類表」（表1）に従い、適切な処理を行うこと。

イ．騒音、振動の防止

(ア)敷地境界線上で騒音は60デシベル以下、振動は60デシベル以下とする。

(イ)協力会社責任者等は、著しい騒音、振動が予想される場合には、5日前までに事業所へ連絡し、指示を受けること。

※当基地は、騒音規制法及び振動規制法による規制地域外である。

ウ．特定建設作業における騒音、振動、油滴飛散の防止

(ア)作業開始20日前までに事業所へ連絡し、指示を受け関係法令に基づく届出を行うこと。

(イ)作業開始時には騒音を測定して、敷地境界線上で管理基準値以下であることを確認すること。

※当基地は、騒音規制法及び振動規制法による規制地域外である。

特定建設作業の種類	管理基準値 (デシベル)	
	騒音	振動
くい打機、くい抜機を使用する作業	85	75
びょう打機を使用する作業	85	
削岩機を使用する作業	85	
電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が、15Kw以上の空気圧縮機を使用する作業	85	
混練機の混練容量が、0.45m ³ 以上のコンクリートプラントを設けて行う作業	85	
混練機の混練容量が、200kg以上のアスファルトプラントを設けて行う作業	85	

(ウ)油滴飛散防止措置を講じること。

エ．大気汚染防止

(ア)構内においてみだりに黒煙、粉じん等の大気汚染源を発生させてはならない。

(イ)粉じんの発生する作業を行う時は、散水、防塵シート設置等必要な措置を行うこと。

オ．水質汚濁防止

(ア)汚濁水は、直接公共用水域等構外へ排出しないこと。

(イ)構内作業に伴う排水については、沈澱、濾過その他の有効な方法で処理を行った後に排出すること。

カ．悪臭防止

(ア)協力会社責任者等は、構内で悪臭を発生するおそれのある作業を行う場合には、事前に事業所へ連絡すること。

(イ)協力会社責任者等は、悪臭を発生する廃棄物、廃水等を保管または運搬処理する場合は、悪臭の飛散防止を行うこと。

第3章 作業管理

1. 禁止行為等

(1) 禁止行為

構内ではいかなる場合でも次の行為は禁止する。

ア. 無免許、無資格作業

イ. 作業現場へのマッチ、ライター、タバコ等の喫煙具及び燃焼式カイロ等の持込み

ウ. 裸体作業

エ. 運転中の自動車の荷台等正規に設置された乗車席以外の場所への乗車

オ. 呼径2インチ(50mm)以下の配管、丸太棒を踏み台にした作業

カ. ネジ込み配管を踏み台にした作業

キ. 保温配管を踏み台にした作業、通行時も保温配管を踏み台としない

ク. 虚偽の報告、届出

ケ. 飲酒作業（酒気帯びを含む）

コ. 野焼き、焚き火

サ. 排水路、排水管、河川等への投棄

シ. バルブ、コック、スイッチ等の事業所設備の操作

ス. 携帯電話、デジカメ及び、非防爆無線機の使用場所の制限

可燃性ガスの存在及び存在する恐れがあるところ、また制御機器への影響が予想されるところでの使用は禁止する。但し、予め「電力使用許可」を受けた非防爆無線機で可燃性ガスが存在しない場所における使用を除く。

携帯電話、デジカメの使用制限

場所及び作業		可：○ / 否：×	
		携帯電話	デジカメ
道路上		○	○
防油堤内、ポンプ所（室） 含油排水処理設備 雨水セパレーター メンテナンスショップ（洗浄室含む）	油、可燃性蒸気 が無い状態	○	○
	油、可燃性蒸気 が存在する状態	×	×
ローリーからの荷卸し作業		×	×
タンク・塔槽内での清掃・残油回収作業		×	×
浮き屋根式タンク、固定屋根式タンク屋根上		×	×（※）
変電所（室）内・制御用計装機器、計器盤等の周辺		×	○

※：設備担当課長許可後、安全確認を行ってデジカメ使用可

(ア)携帯電話、デジカメ使用許可対象者

事業所から承認された監督者に限定する。

(イ)携帯電話、デジカメ使用時の厳守事項

- ・ 蓋の開放、電池交換は禁止とする。
- ・ バイブレーターモードは使用禁止とする。
- ・ 落下防止用ストラップを使用すること。

これらのルールに違反があった者は直ちに使用を禁止とする。

(2) 許可行為等

構内で次の行為を行う場合には関連法規によるほか、事業所の許可を得てから行うこと。（表3「許可が必要な作業等一覧表」参照）

ア．許可

(ア)火気の使用

(イ)水の使用

(ウ)作業者の入構

(エ)車輛通行、危険地区内車輛乗入れ

(オ)電気施設、器具の使用

(カ)仮設建屋等建築物の設置、土地の使用

(キ)火薬類、爆発物の持込み、使用

(ク)協力会社事務所等の使用

(ケ)構内撮影

(コ)貯水池フェンス内（空の場合を除く）作業

(サ)有資格者登録

イ．届出

(ア)電離放射線の使用

(イ)廃棄物の処理

(ウ)黒煙、悪臭、粉じん発生等環境汚染のおそれのある作業

(エ)特定建設作業

(オ)工事用重機類の使用

(カ)給油等危険物の取扱作業

(3) 一般的事項

構内では次の事項を遵守すること。

- ア．作業現場において作業する者は、作業内容に応じた保護帽を着用しあご紐等を確実に締める。危険地区内は車両での移動中も着用する。
- また、保護帽の前後に「ひらがな」で名前を表示すること。
- イ．構内で作業する者は、適切な作業服、作業靴を正しく（腕まくりをしない等）着用する。また、可燃性物質を取り扱う作業者は、静電服、静電靴を着用する。
- ウ．危険物、可燃性ガスを取り扱う場所での衣服の着脱は行わない。
- エ．交通や通行の妨げとなる物品の置き方はしない。
- オ．自己の作業現場以外の場所へは立ち入らない。
- カ．作業に関係のない現場を通り抜けない。
- キ．構内の標識及び構内の掲示の指示に従う。
- ク．構内の車両走行速度は30km/h以下を厳守すること。（追い越し禁止）また、全席シートベルトを着用する。
- ケ．危険地区で次の場合は輪止めを運転席前輪前後2箇所に設置する。
- ただし、移動式クレーンや高所作業車等、アウトリガーを張り出しての作業時を除く。
- ・準中型車両（総重量3.5t）以上の駐車時
 - ・堤内、道路上に駐車して荷の積み降ろし、洗浄、荷台に上がっての作業時
- コ．作業現場の環境整備を行い、快適な作業環境を維持する。
- サ．定められた作業時間、休憩時間に従う。
- (4) 特に定めのない事項については、事業所に連絡しその指示を受けること。

2. 構内作業に係わる基本事項

構内作業全般については、次の基本事項を守る。

(1) 就業制限等

ア．病弱者等の就業制限

協力会社責任者は、高齢者及び年少者並びに病弱者、女子（危険有害業務）等については就業の制限または禁止をする。

イ．免許、資格を要する作業者の就業制限

協力会社責任者等は、免許、資格を要する作業については関係法令に定めるところにより免許取得者、講習修了者、特別教育修了者等（以下「有資格者」という。）を作業に従事させること。

なお、作業に従事しているときは、その資格を証明する免許等を常時携帯する。

ウ．作業主任者等を選任すべき作業

協力会社責任者等は、関係法令に定めるところにより作業内容に応じた有資格者の内から作業主任者等を選任する。なお、これら有資格者等は、元請会社が資格の効力を有した者であることを確認する。（例：危険物取扱者免状～３年以内に保安講習を受講）

また、選任された作業主任者等は、その作業に従事しているときは資格を証明する免許等を常時携帯する。

（ア）協力会社責任者等は、作業主任者等の選任区分が同一の業務を同一の場所で行う場合において、同じ作業主任者を２人以上選任したときは、それぞれの職務分担を明確にする。

（イ）協力会社責任者等は、作業主任者等を選任したときはこの作業主任者の氏名および行うべき事項を、作業現場の見やすい場所に掲示する等により、関係作業員へ周知する。

（２）避難経路の確認と指示

（ア）協力会社責任者等は、作業前日までに行う事業所工事担当者との工事安全日報打合せ時に作業場所における避難経路を確認する。

（イ）協力会社責任者等は、作業前打合せにおいて作業従事者に工事内容の説明及びリスクアセスメント等を含めて注意事項を伝達し、避難経路を指示する。

(3) 悪天候時・天災時の作業中止措置

協力会社責任者等は、強風、大雨、大雪等の悪天候及び地震等天災のため、作業の実施について危険が予想されるときは、関連法令、事業所規程等に従い作業の中止措置をおこなうこと。

	事象	場所	作業中止基準
(1)	台風		情報により飛散防止措置、現場点検および作業中止等を協議し、接近が確実な時は作業中止
(2)	強風	屋外での高所作業・クレーン作業	10分間の平均風速が10m/S以上、または瞬間風速が16 m/S以上
		上記を除く屋外作業	10分間の平均風速が15m/S以上
		屋内作業	なし
(3)	雷	屋外作業	雷注意報が発表され雷雲が基地を通過する可能性が高い場合、または発雷が基地より50Km以内に入ったことが確認され、発雷が基地を通過する可能性が高い場合（雷鳴が聞こえた場合は直ちに中断） ※作業を中断した場合は安全な場所へ避難
		屋内作業	なし
(4)	大雨	屋外作業	降雨量が50mm/hr以上 または降雨量に関わらず現場で安全に作業することが困難だと工務課担当者が判断した場合
		屋内作業	都度判断
(5)	大雪	屋外作業	降雪量が25cm以上 または降雪量に関わらず現場で安全に作業することが困難だと工務課担当者が判断した場合
		屋内作業	都度判断
(6)	地震		震度が4以上（震度3以下でも状況により中止する場合がある）
(7)	津波	海岸付近での作業	津波警報・注意報発表時は、基地内へ避難

(4) 構内で使用する機械設備等

- ア．協力会社責任者等は、事業所構内へ持込みまたは構内で組立もしくは使用する機械、器具、設備等のうち関係法令等に定めるものについては、関係法令で定める規格、型式、性能、安全装置を具備したもの（以下「規格品等」という。）とする。
- イ．事業所構内へ持込み使用する仮設資機材は、事業所構内へ持ち込む前に必要な試験検査（耐圧・気密試験、機能・作動試験等）を行い、使用中に洩れ等の異常が発生し無いようにすること。
- ウ．協力会社責任者等は、規格品等に設けた安全装置、覆い、囲い（以下「安全装置等」という。）については、関係法令に基づき点検、整備を実施してこれらの性能を有効に維持する。
- エ．作業従事者は、次により安全装置等の性能を維持する。
- （ア）勝手に改造、変更等を行わない。
 - （イ）機械等は安全装置等の機能を失わせた状態では使用しない。
 - （ウ）安全装置等が取り外される等によりこの機能を失っていることを発見したときは、速やかに使用を中止し協力会社責任者へ申し出る。

オ．協力会社責任者は、作業従事者等から規格品等の性能について欠陥等の申出があったときは、速やかに適切な措置を講ずる。

(5) 標識、表示類

ア．構内作業については当該作業に必要な標識、表示類を設置する。

イ．標識、表示類はその必要性がなくなれば、速やかに撤去する。

(6) 作業環境の管理

ア．協力会社責任者等は、次の作業場については作業環境を改善するため代替物質の使用、作業方法の改善、機械等の改善その他必要な措置を講ずる。

(ア)有害物を取り扱う作業場

(イ)ガス・蒸気または粉じんを発散する作業場

(ウ)有害光線または超音波にさらされる作業場

(エ)騒音または振動を発する作業場

(オ)病原体によって汚染される作業場

(カ)その他高温、高圧、低温、寒冷、多湿等の作業場

イ．協力会社責任者等は、ガス、蒸気または粉じんその他有害物を発散する屋内作業場において、有害濃度をその限度以下にするため発散源の密閉化、排気装置の設置を行う等の措置を講ずる。また、粉じんを著しく発散する作業場においては、必要に応じて散水を行う。

ウ．協力会社責任者等は、タンク等の設備内部その他自然換気が不十分な場所では原則として内燃機関を使用してはならない。ただし、止むを得ず使用するときは排気ガスによる健康傷害を防止するための換気等を行う。

エ．協力会社責任者等は、有害物を含む排気、廃液等については有害物の種類に応じて吸収、燃焼、集じん、沈澱、濾過、その他の有効な方式による処理を行ってから排出する。

オ．協力会社責任者等は、強烈な騒音を発する屋内作業場においてはその伝播を防止するため、隔壁を設ける等の措置を講ずる。

カ．協力会社責任者等は、関係法令に定めるところにより作業環境を測定し、その結果を記録する。

キ．協力会社責任者等は、関係法令に定める値を保つように必要な措置を講ずる。なお、どうしても作業環境管理値を満たすことが困難なときは、次項に定める保護具等を使用する。

(7) 保護具等

- ア. 協力会社責任者等は、保護具等を常時有効かつ清潔に維持、管理する。
- イ. 作業従事者は「作業別保護具等使用一覧表」（表２）の内から適切なものを選んで使用する。

(8) 健康診断

- ア. 協力会社責任者等は、関係法令の定めるところにより健康診断を実施する。
- イ. 協力会社責任者等は、健康診断の結果を記録し必要な措置を講ずる。

(9) 構内交通

構内外での交通、通行については道路交通法に準拠する。

3. 危険・有害作業管理

協力会社責任者等は、次の危険・有害作業を行う場合には、第４章「危険・有害作業に係わる安全対策」の項に定める安全対策を講ずる。

(1) 可燃性、爆発性物質取扱作業

- ア. 灯油、軽油等の給油作業
- イ. 危険物、高圧ガス等の危険性物質または爆発性物質の取扱作業

(2) 火気、電気取扱作業

- ア. 火 気
 - (ア)裸火（火炎を伴うもの）
 - (イ)溶接・溶断器（電気・ガス）
 - (ウ)サンダー（バフ含む）
 - (エ)グラインダー
 - (オ)電気施設（イ. に定めるものをいう。）
 - (カ)発電機（自動車を除く）
 - (キ)はつり機器（手はつりを含む）
 - (ク)動力ハンマー
 - (ケ)ランマー
 - (コ)ドリル
 - (サ)高速カッター
 - (シ)杭打機
 - (ス)焼鈍器
 - (セ)その他火炎または、火花を発するもの

イ．電気施設

- (ア)電動機
- (イ)移動式発電機
- (ウ)溶接機
- (エ)エンジンウェルダー
- (オ)変圧器
- (カ)照明器具
- (キ)エックス線発生器
- (ク)音波発生器
- (ケ)高・低周波発生器
- (コ)電熱器
- (サ)分電盤
- (シ)ケーブル
- (ス)その他の電気機械器具

ウ．特定火気

特定火気とは火気・電気施設のうち火災、赤熱又は火花（粉）飛散するもので、特別な防護措置の必要な次のものをいう。

- (ア)裸火（火炎を伴うもの）
- (イ)溶接・溶断器（電気・ガス）
- (ウ)サンダー（バフ含む）
- (エ)グラインダー
- (オ)その他の電気機械器具

(3) 墜落・落下等の危険作業

- ア．高所からの物体投下作業
- イ．土止め支保工の組立等の作業
- ウ．地山の掘削の作業
- エ．明かり掘削の作業
- オ．貨物自動車荷積み荷下ろしの作業
- カ．はい作業
- キ．高さ 2 m 以上の地点での作業
- ク．上下作業
- ケ．建築物、鉄骨、足場等の組立等の作業
- コ．型わく支保工の組立等の作業
- サ．貯水池フェンス内（空の場合を除く）作業

(4) 工事用機械取扱作業

ア．工作機械取扱作業

イ．遠心機械取扱作業

ウ．フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー、ストラドル
キャリア、構内運搬車、貨物自動車等の車輛系荷役運搬機械取扱作業

エ．くい打機、くい抜機等の車輛系建設機械取扱作業

オ．貨物取扱機械取扱作業

カ．移動式クレーン、デリッククレーン、エレベーター、建設用リフト、
簡易リフト等のクレーン類取扱作業

キ．車輛系運搬機械取扱作業

(5) 有害物質等取扱作業

ア．有機溶剤等の取扱作業

イ．特定化学物質の取扱作業

ウ．粉じん作業

(6) 放射性同位元素等取扱作業

(7) 酸素欠乏危険作業

(8) 加圧試験

ア．耐圧試験

イ．気密試験

4．その他

(1) 共同施設の維持管理は協力会社間で定めこれを行う。

(2) 作業に伴う官庁届出等

協力会社が行う構内作業等に必要な官庁届出手続等は、関係法令の定め
るところに従って抜けないように行う。

第4章 危険・有害作業に係わる安全対策

1. 可燃性・爆発性物質取扱作業

可燃性物質および爆発性物質の取扱作業における災害防止措置は、次によるほか関係法令の定めるところにより行う。

- (1) 被給油側燃料油の総量は、危険物の指定数量未満であること。
- (2) 燃料油ローリーは、輪止めを使用すること。
- (3) 燃料油ローリーは、給油作業開始前に接地を取ること。
- (4) 堤内において燃料油ローリーから給油作業を行う際は、付近で火気使用が無いこと、給油を受ける機器の運転が停止されていることを確認し、弊社員の立会いの下給油作業を行うこと。
- (5) 発電機等への給油は、原動機を停止し実施すること。安全上原動機を停止することができない場合は、苫小牧市又は胆振東部消防組合火災予防条例の基準等に従い専用の燃料タンク等を設置し給油を行うこと。

2. 火気・電気取扱作業

火気・電気の取扱作業における火災、爆発、感電、火傷等の災害防止措置は、次によるほか関係法令の定めるところにより行う。

(1) 火気取扱の原則

ア. 事業所内では、火気使用指定場所（「火気使用指定場所及び指定火気（図4）」を参照）で指定された火気を使用する場合を除き、許可なく火気を使用してはならない。

イ. 火気使用は、止むを得ないもののみに限定し、火元責任者を定めて行う。

ウ. 火気を使用する場合には、消火器、水バケツ等有効な消火設備を備えて行う。

(2) 電気使用の原則

ア. 特別高圧、高圧活線作業及び特別高圧活線近接作業は禁止する。

イ. 低圧活線作業、高圧活線近接作業、低圧活線近接作業は止むを得ない最小限のものに限定し、電気主任技術者の許可を得て作業者の感電防止措置を講じてから行う。

ウ. 架空電線または電気機械器具及び配線に近接する場所で作業を行うときは、囲いを設ける等感電防止措置を講じてから行う。

エ. 濡れた手で電気施設には触れない。

(3) 停電作業の原則

ア. 停電作業前には、次の事項が事業所により実施されていることを確認する。

- (ア)開路に用いた遮断器等に施錠及び表示(操作禁止等)がされていること。
- (イ)開路した電路が停電し残留電荷が放電され、かつ短絡接地器具を用いて確実に短絡接地されていること。
- (ウ)作業現場の周囲に充電部分があるかどうか、ある場合には区画表示がされていること。
- イ. 作業開始は、作業指揮者の指示により行う。
- ウ. 作業計画を変更する必要がある場合は、事業所の承認を得た後作業指揮者が全ての作業従事者に周知徹底した後に行う。
- エ. 作業終了時は、作業指揮者は全ての作業が完了し、かつ受電可能な状態にあることを確認し協力会社責任者等に報告する。
- オ. 停電復旧操作時は、作業指揮者は全ての作業従事者を安全な場所に待機させる。

3. 墜落・落下・転落危険作業

土石、物体の飛来・落下、地山・貨物等の崩壊、作業従事者の墜落、建築物等の倒壊等のおそれがある危険防止措置は、次によるほか関係法令の定めるところにより行う。

(1) 作業従事者の墜落等のおそれがある場合

- ア. 高さが2 m以上の箇所では、足場組み等により作業床を設ける。
- イ. 作業場所、仮設作業床に人員が通過可能な大きさの開口部がある場合は、当該開口部周囲に人員の落下を物理的に阻止できる強度を持つ手摺りを設けること。
- ウ. 足場となる箇所から深さ2 m以上の箇所における作業を支援する者は、支援者自身の墜落落下防止措置を取ること。
- エ. 高さが2 m以上の作業床、作業床の端、開口部等には高さ85 cm以上の手摺りを設ける。合わせて35～50 cmの高さに中柵を設け、更に10 cm以上の下柵(幅木)又はメッシュシート等を施工する。
- オ. 場所の移動、昇降装置等の利用時においても、出来る限り墜落制止用器具を使用すること。
- カ. 移動はしごを使用するときは、上方を固定するか、下方を支える等の転移防止措置をとる。
- キ. 脚立作業は2名以上で行い、下方を支えて転倒防止を行う。
- ク. ローリングタワー、ハイドロタワー等を使用するときは、次の措置をとる。
 - (ア)ブレーキ、車止め等により脚輪を固定させ、足場の一部を建設物に固定させる等の措置をする。

- (イ)可変式の作業台は、固定金具により固定する。
- (ウ)水平面で使用する。
- (エ)作業床の上で脚立、はしごは使用しない。
- (オ)人や物を乗せた状態で移動させない。
- ケ．原油タンクのローリングラダーを昇降する際は、墜落・落下防止措置を取って昇降すること。
- コ．貯水池フェンス内（空の場合を除く）で作業を行う場合は、次の措置をとる。
 - (ア)安全対策を施工要領書等に明記し、防災課長の許可を得ること。
 - (イ)立入時は2名以上とし、必ずライフジャケットを着用するとともに、転落した場合に備えて救助用ロープを準備すること。また、作業内容によっては墜落制止用器具・親綱も使用すること。
- (2) 土石、物体の飛来・落下のおそれがある場合
 - ア．高さに関係なく物体を投下させない。ただし、適当な投下設備を設け、監視人を置く等の措置を講じた場合はこの限りではない。
 - イ．高さ3 m以上の箇所で使用する材料、工具等は、つり綱、つり袋等を使用して吊り上げまたは吊り下げる。
 - ウ．作業のため物体が落下するおそれのある場合は、防綱を張り、立入禁止区域を設ける等の措置を講ずる。この場合上下作業があるときは、作業工程を調整する等の回避措置を検討する。
 - エ．作業のため物体が飛来するおそれのある場合は、飛来防止の設備を設け保護具を使用する等の措置を講ずる。
 - オ．飛来、落下のおそれのある場所に物体を置く場合は、有効な落下防止措置を講ずる。
- (3) 作業場およびそこに通じる場所には、安全な通路を設けるとともに必要な照度を確保する。
- (4) 地山は、崩壊のない安全な勾配とし土石の除去または擁壁、土止め支保工等を設けるとともに原因となる雨水を排除する。

4．工事用機械作業

工事用機械を使用する場合における転倒、転落、飛来、落下、接触、巻込み、挟まれ等の危険防止及び騒音、振動等の発生防止のための措置は、次によるほか関係法令の定めるところにより行う。

- (1) 機械作業を行う場合は、一定の合図の方法及び合図者を定めて行う。
- (2) 機械の清掃、給油、検査、補修および刃部の取替または調整の作業を行う場合は機械を停止し同時に他の作業者が誤って操作しないように運転防止措置を講ずる。
- (3) 機械の刃部の切粉払いまたは切削剤使用時は、ブラシ等の用具を用いる。
- (4) ボール盤、面取り盤等の回転刃物のある機械を取り扱う場合は、手袋を着用しない。
- (5) 作業場所は、必要な照度を確保する。
- (6) 作業者は、操作中または使用中その操作位置から離れない。特に、仮設設備運転開始時は機器の異音・発熱・漏洩に注意すること。又、継続運転中は設備に異常がないことを点検すること。
- (7) 仮設設備による液及び液状物質の移送において、ホースにより移送する場合ホースが振れて内容物が飛散しないように固定すること。
- (8) 作業場所に応じた制限速度を定めこれを守るほか、最大積載量、最高使用回転数等の能力を越えて使用しない。
- (9) 埋設物を確認しないで機械掘りをしてはならない、埋設物の確認は図面及び現場標識で位置を確認し、手堀による試掘により埋設物の有無を確認すること。確認するまで元請は常時立会とする。尚、埋設物確認後埋設位置が目視でわかる処置や注意喚起の表示等を行った上での機械掘削は、埋設物と十分な距離（0.3 m以上）を確保して行うこと。詳細は事業所と打合せの上実施する。
- (10) 運転中設備から1 m以内の場所での機械掘削は禁止とするが、有効な防護処置等を講じることにより運転中設備を毀損・滅失する恐れがない場合はこの限りではない。詳細は事業所と打合せの上実施する。
- (11) 建屋内における床・壁のハツリ・貫通工事に際しては、工事前に図面及び超音波やRT等により埋設物の確認後工事を行うこと。確認できない場合は手工具により作業を進めること。
- (12) 掘削土は掘削範囲内に原則として仮置きしない。やむをえず仮置きする場合は、事業所と合意の場所に仮置きする、又仮置きした土砂の移動等についても事業所と打合せの上行うこと。
- (13) バックホウによる具体的な掘削方法においては、監督者、バックホウ運転者、手元作業員の役割分担を明確にし、連携をとって作業を進めること。
- (14) フォークリフト使用時は、フォーク上に配管等の丸物を直接乗せて運搬しないこと。

- (15) 車両その他からの配管等の積み降ろしは、ワイヤー又はスリングにより固縛し、ユニック又はクレーンを使用して行うこと。また、振れ防止のためガイドロープを取り付けること。
- (16) 玉掛け作業時は、シャックルや吊荷器具のボルトなどが締まっていて、外れることがないことを確認して使用すること。
- (17) 電動機械などの電源プラグを差し込む際は、電動機械の急な作動による周囲の人員・機器に対する怪我・損傷を防止するため、事前に起動スイッチの切りを確認してから実施すること。
- (18) サンダー・グラインダー等を使用する際は、作業スペースを確保した上で安定した姿勢で、両手でしっかりと持ち作業を行う。なお、作業スペースが確保できない場所では試運転時も含め、面体等の保護具を着用し作業を行うこと。また、本電動工具は、時として凶器になる旨を作業員に教育し、取扱いの注意を周知すること。

5. 有害物質等取扱作業

有害物質等の取扱作業における中毒、薬傷等の健康障害の防止措置は、次によるほか関係法令の定めるところにより行う。

- (1) 可能な限り有害物質等による健康危険性を除去するため、次の項目について検討し必要な対策を講ずる。
 - ア. 毒性、有害性の少ない代替品の採用
 - イ. 作業方法の改善、作業時間の短縮
 - ウ. 設備等の密閉化
 - エ. 有害物質等の飛散防止、しゃへい等
 - オ. 保護具の装着等
- (2) 取り扱う有害物質等については、予めその有害性を調査し、除害方法、応急措置等の危害防止対策を確立し作業者等へ周知しておく。
- (3) 有害物質等は関係法令で定める成分、有害性、取扱上の注意その他の必要な表示があることを確認し、その表示に従って取り扱う。
- (4) 有害物質等の廃棄については、健康障害のほか、二次災害の防止のために中和、焼却等適切な処理方法を講ずる。

6. 放射性同位元素等取扱作業

放射性同位元素等の取扱作業における放射線障害の防止措置は、次によるほか関係法令の定めるところにより行う。

- (1) 作業者が放射線を受けることをできる限り少なくするために、しゃへい板、防護つい立て、その他のしゃへい物を設ける等必要な措置を講ずる。

7. 酸素欠乏危険作業

塔槽、タンク内作業等で酸素欠乏危険作業をするおそれがある場合の酸素欠乏症等防止措置は、次によるほか関係法令の定めるところにより行う。

- (1) 酸素濃度測定及び酸素欠乏危険作業を行う場合は、事前に事業所担当者に連絡し、必ず2名以上で実施する。
- (2) 換気及び呼吸器用に用いる空気は、有害物のない清浄なものとする。
- (3) 第一種酸素欠乏危険作業を行なう場所（表4「酸素欠乏危険場所一覧表」参照）の酸素濃度を20%以上、第二種酸素欠乏危険作業にあつては更に硫化水素濃度を1ppm以下に保つように換気すること。
- (4) 設備の内部で作業を行う場合は、マンホール等に取り付けた「内部立入禁止」の標識を取り外し、「内部作業中」及び「関係者以外立入禁止」の標識を掲げること。作業終了後「内部作業中」及び「関係者以外立入禁止」の標識を取り外し、「内部立入禁止」の標識を取り付けること。
- (5) 「酸素欠乏危険場所一覧表」（表4）に掲げる作業場で作業を行うときは内部の作業状況が常時把握できる位置に監視人を配置し、異常が発生した場合は直ちにその旨を通報することにより作業主任者及びその他の関係者が異常を把握できるような措置を講ずること。
- (6) 塔槽等の内部に入る場合は、入槽者氏名を入槽作業内部確認表の近傍に標示する。また、作業主任者は毎日作業前後および必要の都度、人数並びに氏名を確認すること。
- (7) 通風が不十分な作業場所では特に次の措置を講ずる。
 - ア. 不活性ガス溶接を行うときは、連続して換気を行うかまたは空気呼吸器等を使用する。
 - イ. 不活性ガスを用いた消火器を設置するときは、容易に誤作動しないものを使用する。
- (8) 窒素気流中での作業については特に次の措置を講ずる。
 - ア. 監視人を配置する。
 - イ. エアーラインマスクを使用する。尚、エアーラインマスク使用時は、空気供給不能になっても脱出するに必要な量の予備空気供給源を確保する。
 - ウ. 作業者は繊維ロープ等の救出用具を装着する。

エ．監視人は酸素欠乏空気を吸入するおそれがあるときは、空気呼吸器を装着する。

オ．連続して30分以上の作業は行わない。

- (9) 酸素欠乏症にかかった者を救出する場合は、必ず空気呼吸器等を使用し、監視人を配置したうえで行う。

8．加圧試験作業

設備、配管等の気密、耐圧試験作業における災害防止措置は次による。

- (1) 事業所が指定する試験圧力を越えてはならない。
- (2) 事業所が指定する試験温度を保持する。
- (3) 気密、耐圧性能の確認は、事業所が指定する時間を経過後に行う。
- (4) 加圧作業時には、ロープ張り等の立入り禁止措置を行うほか監視人を配置し、関係者以外は立ち入らないようにする。
- (5) 昇圧中及び昇圧保持後5分間は立ち入らない。立ち入る時は、加圧側からの洩れ込みによる圧力上昇の無いことを確認する。
- (6) その他事業所の指示する安全措置を講ずる。

9．エアーホース作業等

- (1) 使用圧力と設計圧力を確認し、使用圧力が設計圧力を越えないようにすること。
- (2) 使用するホースは継手一体型とする。
- (3) ホース接続部が外れても問題ないよう鉄線又はロープ等による振れ止めを行うこと。
- (4) エアーホースには蒸気等の熱がかからないようにすること。

第 5 章 非常時の措置

1. 初期活動

- (1) 火災、爆発、油漏洩、人身災害、物損事故、環境汚染等の異常事態が発生したときおよびそれを発見したときの通報連絡は「1・3工区の場合は「図2 緊急時連絡系統図（1・3工区）」、2工区の場合は「緊急時連絡系統図（2工区）」による。
- (2) 初期活動時は特に次の措置を講ずる。
 - ア. ガス中毒者、酸素欠乏症等で倒れた者の救出時には、保護具着用のうえ監視人を配置して救出にあたる。
 - イ. 電気事故の場合には、取扱責任者は直ちにスイッチ開放等の必要な措置を講ずる。
 - ウ. 地震発生時には、火気使用停止、車両停止、その他の安全措置を講ずるとともに自己の身の安全を確保する。

2. 異常時の措置

- (1) 直ちに作業を中止し、避難等の必要な措置を行う。
- (2) 救助の場合であっても、必要な保護具等は必ず着用する。
- (3) 心肺停止等により救急救護が必要な場合は、救助の要請後、安全な場所において心マッサージや人口蘇生など必要な措置を行う。なおAEDは、事業所の東館2階廊下、協力会社事務所入口、東門守衛所(第3工区)の3箇所に設置している。
- (4) 熱中症により救急救護が必要な場合は、救助の要請後、被災者を涼しい場所に移動させ、衣服を緩め身体を冷すなど必要な措置を行う。なお熱中症対策応急キットは、事業所の東館2階事務室、協力会休憩所、南協力会休憩所に設置している。
- (5) 蜂刺され等により救急救護が必要な場合は、救助の要請後、安全な場所において毒針を速やかに取り除き、ポイズンリムーバー（虫刺され応急処置器具）で毒を吸い出し、患部をきれいな水で洗い流すなど必要な措置を行う。なおポイズンリムーバーは事業所の東館2階廊下、協力会社事務所入口、東門守衛所(第3工区)のAED収納BOX内に設置している。

3. 自衛防災組織の編成

事業所において災害対策本部が設置されたときは、協力会社隊を編成し事業所と協力して災害の拡大防止を図る。

4. 夜間・休祭日の通報連絡体制

夜間、休日、祭日における事故等の異常の発生に備え、関係協力会社への通報連絡システムを確立し周知を図る。

5. 報告

事故等が発生した場合協力会社責任者は、速やかに事故報告書及び対策検討書を事業所に提出し、事故再発防止に最善を尽くす。

なお、作業従事者がケガをしたときは、小さなものでも協力会社責任者・監督者へ届けること。協力会社責任者・監督者は、事業所への連絡が必要と判断した場合は速やかに連絡すること。

附 則

1. 承認者

この規則の制定、改定および廃止は、所長の承認によって行う。

2. 責任者

この規則の内容および制定、改定、廃止の手続については、安全環境室長がその責を負う。

3. 実施日

この規則の実施日は、2021年2月4日とする。

4. 制定・改定年月日

制 定	平成16年	2月	1日
改 定	2012年	7月	1日
	2012年	7月25日	
	2012年	11月	1日
	2013年	4月	1日
	2014年	4月	1日
	2014年	11月	1日
	2015年	7月13日	
	2016年	4月	1日
	2017年	4月	1日
	2017年	7月26日	
	2018年	4月	1日
	2020年	2月17日	
	2020年	4月	1日
	2020年	8月	7日
	2021年	2月	4日

(図 1)

安全衛生管理組織図

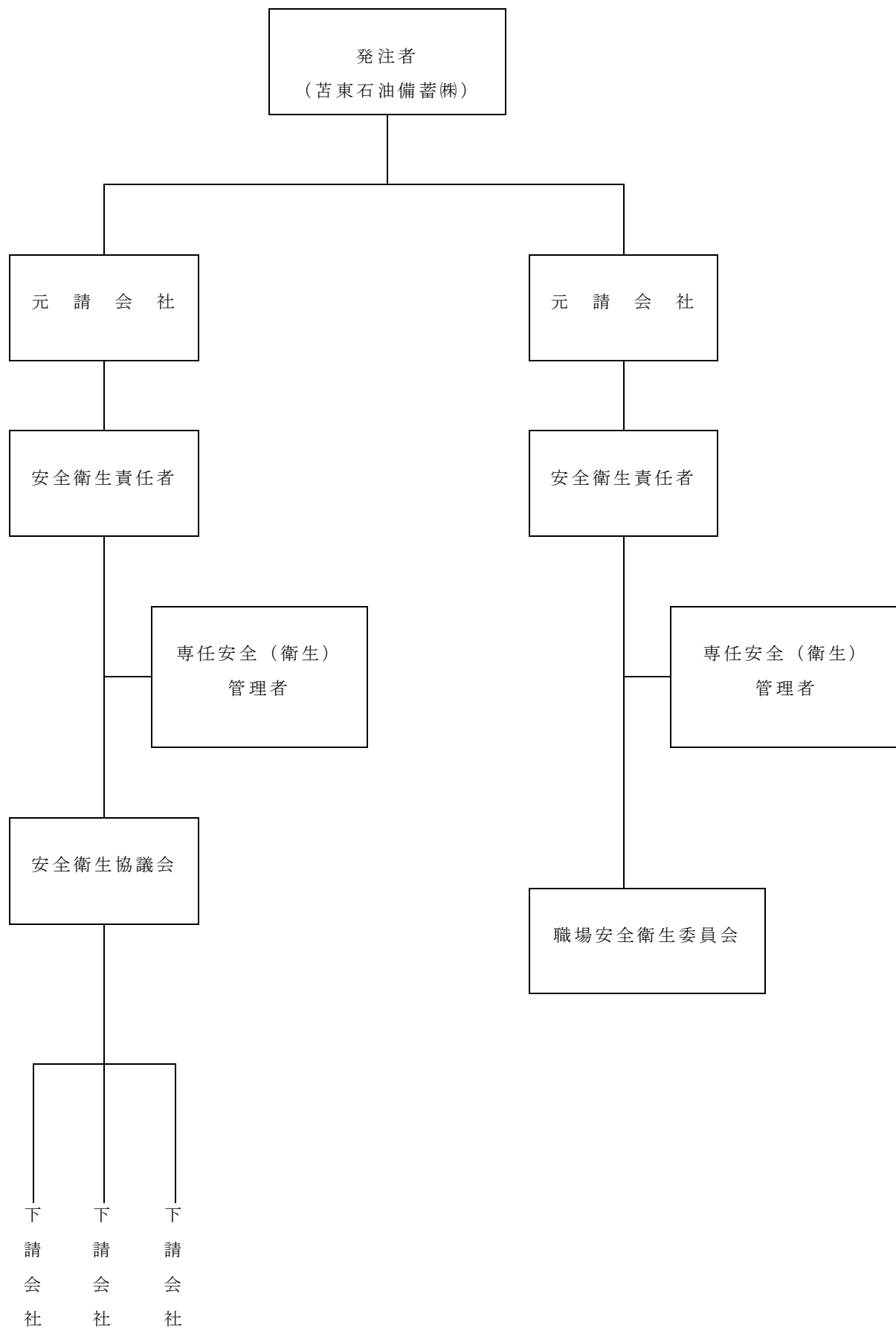


表 1 廃棄物分類表

廃棄物の区分			該当廃棄物例	排出方法
事業系 一般廃棄物	燃やせるごみ		事業所から出る紙くず、タバコの吸い殻、掃除機のちり、茶殻、リサイクルできない紙類（銀紙など）、カーボン紙、感熱紙、粘着テープ、糊の付いた紙類、木材片、リサイクルできない木類 ※汚れたもの、カップ麺の蓋、タバコの内装等の銀紙は燃やせるごみとなる。	以下の処理をした後、可燃物置場と不燃物置場に区分した廃棄物置場（以下「所定のゴミ置場」という。）に一時保管する。 ・紙くず、ウエス等飛散し易いものおよび生ゴミ等の腐敗性のものは、ポリ袋に詰める。 ・紙袋は上下を切断し、内容物を完全に抜いて10枚程度にまとめ結束する。 ・袋詰めできない木くず等は結束する。 ・油を含むウエス等は、油を絞ってから透明なポリ袋に詰める。
	資源物	紙類	紙コップ、お菓子の箱などの紙製食品容器、個人で購入した商品の外装箱、ボックスティッシュの箱、カップ麺の空容器（紙製：カップヌードル等）、レシート（カーボン紙を除く）	
		上質古紙	コピー紙、OA紙、チラシ、パンフレット、カレンダー（金具は産業廃棄物へ）、名刺、はがき、メモ用紙、ちぎれた小さい紙片、レシート、封筒（分別が必要）※糊の付いている部分は燃やせるゴミとなる。	
		主要古紙	新聞紙、雑誌、段ボール、茶色封筒、コピー用紙の茶包装紙	・段ボールは折りたたみ、数枚程度にまとめて結束する。 ・新聞紙、雑誌、古本等は、数日分または数冊にまとめ結束する。
			缶、ビン、ペットボトル、カップ麺の空容器（※紙製は紙類へ）、お菓子の袋 ※従業員が飲食した際に排出されるものに限る。また、汚れたものや事業活動によって排出されるものは産業廃棄物となる。	・空きビン、缶（飲料用）は、内容物を確実に除去する。 ・ペットボトルは、洗ってキャップを外す。
	汚泥		し尿およびし尿浄化槽に係る汚泥	

※燃やせるごみ及び資源物の詳細については、「クリーンとまこまい（ごみと資源の分別ガイドブック）」最新版を参照のこと

< 所定のゴミ置場 >

東館北側

- ①事業系一般廃棄物 資源物
- ②事業系一般廃棄物 燃やせるごみ

協力会社休憩所

- ③事業系一般廃棄物 資源物・燃やせるごみ

南協力会社休憩所

- ④事業系一般廃棄物 資源物・燃やせるごみ

※工事に係る産業廃棄物については、仕様書等記載の通り処分すること。

表 2 作 業 別 保 護 具 等 使 用 一 覧 表

保 護 具 作 業 名		空気呼吸器等				防じんマスク	保護眼鏡類				保護衣類				保護手袋				保護靴		絶縁用保護具						墜落制止用器具等			耳 せ ん	ライフジャケット	保護帽	フィルムバッチ	被ばく線量測定器具	防 網		
		空気呼吸器	酸素呼吸器	エアラインマスク	送風マスク		保護眼鏡	保護面・防災面	防じん眼鏡	しゃ光眼鏡	しゃ光面	保護衣	保護前掛	耐火服	防火服	皮手袋	耐溶剤ゴム袋	耐熱用手袋	軍手	安全靴	ゴム長靴	絶縁手袋	絶縁ゴム袖	防電衣・絶縁マント	絶縁長靴	短絡接地器具・検電器	墜落制止用器具	繊維ロープ等避難具	吊下げ・吊上げベルト								
1	旋盤等切削作業						○																														
2	グラインダー等研削作業						○	○																													
3	錆落し作業						○	○																													
4	サンドブラスト作業			○		○	○	○		○																											
5	ガス溶接，溶断，加熱作業					○									○				○																		
6	電気溶接，溶断作業					○			○	○					○				○																		
7	有害性液体取扱作業						○	○			○	○				○																					
8	有害性粉体，固体取扱作業					○						○				○																					
9	放射線照射作業																																	○	○		
10	放射性物質汚染作業	○		○		○					○								○	○														○	○		
11	粉じん発生作業	○		○	○	○		○			○																										
12	酸素欠乏危険作業	○		○	○																																
13	〃（窒素気流中）			○																								○									
14	高所での墜落危険作業																								○								○			○	
15	物体の飛来，落下等危険作業																																			○	
16	活線，活線近接作業																				○	○	○	○													
17	停電作業																							○													
18	高温物質等取扱作業															○																					
19	機械等取扱作業														○			○	○														○				
20	騒音発生作業																												○								
21	貨物自動車の荷積，荷卸作業																																○				
22	水上又は船上，岸壁作業																												○							○	
23	貯水池フェンス内作業																								○						○						

備考：上記以外でも必要と判断された場合は保護具を選定し使用のこと。

表3

「許可が必要な作業等一覧表」

作業等の名称	「許可願い」の指定様式	要領手引類	備 考
作業者等の入構	「入構許可証交付(願)」	通門許可手続きの手引き(様式1)	
車両の入構	「臨時車両通行許可(願)」	通門許可手続きの手引き(様式4)	7日以内の入構
	「危険地区内乗入許可証(願)」	通門許可手続きの手引き(様式2)	第1工区管理地区 以外の危険地区へ乗り 入れる場合
	「堤内乗入許可証(願)」	通門許可手続きの手引き(様式3)	防油堤内等へ乗り 入れる場合
火気の使用	「火気・電気施設使用許可証(願)」	安全衛生管理基準(表2-1)	1工事(作業) 1場所毎
	・火気使用指定場所 (指定火気を除く)		工事許可期間中 (※年度内)
	火気使用指定場所以外 ・一般補修工事に伴う ・検査整備工事に伴う ・タンク開放工事に伴う ・植栽管理作業に伴う ・土木その他工事に伴う ・協力会社作業所等 (仮設事務所・メンテナンスショップ等) ・建設工事に伴う		
電気機器の使用	「電力使用許可証(願)」 (非防爆無線機を含む)	工所用電気使用要領(様式1)	「火気・電気施設使用 許可証(願)」を付けて提出 ※火気使用指定場所 で使用する 指定火気を除く
構内撮影	「構内撮影許可証(願)」	協力会社作業規則(様式1)	当社設備担当課へ提出 (管理地区の中央計器室・ 侵入警戒設備・油回収資 機材・消防車両を含む) ※仕様書等により撮影の 要請を受け撮影計画書 等によって設備担当課 の許可を得ているもの は対象外とする。
水の使用	「水使用許可証(願)」	協力会社作業規則(様式2)	当社防災課へ提出
既設作業員事務所、 休憩所の使用	「協力会社事務所等使用許可願」	協力会社事務所等使用約款	当社総務課へ提出
仮設建屋など建築物 の設置・土地の使用			書面を持って申し 出る
火薬類、爆発物の持込 み使用			書面を持って申し 出る
貯水池フェンス内作業	「施工要領書」等に安全対策を明記		
有資格者登録	「有資格者登録申請許可(願)」	保全工事業務要領(様式4)	

表4 酸素欠乏危険場所一覽表

具体的適用場所（例） 酸素欠乏危険場所 （安衛令 別表第6）		ケーブルダクト内部	導配管敷設ダクト内部	雨水排水溝内部	要処理排水溝内部	地下ピット内部	蒸気・水ドラム内部	塔・槽内部	煙道	熱交換器内部	タンク内部	ポンツーン（隔壁）内部	インナーフロート上部	大口径配管内部	浄化槽内部	汚水枘内部
第一種酸素欠乏危険作業	1	ケーブル、ガス管その他地下に敷設される物を収容するための暗きよ、マンホール又はピットの内部	○	○		○										
	2	雨水、河川の流水又は湧水が滞留しており又は滞留したことのある槽、暗きよ、マンホール又はピットの内部			○	○	○									
	3	相当期間密閉されていた鋼製のボイラ、タンク、反応塔、船倉その他その内壁が酸化されやすい施設（その内壁がステンレス鋼製のもの又は内壁の酸化を防止するために必要な措置が講じられているものを除く）の内部						○	○	○	○	○	○	○		
	4	石炭、亜炭、硫化鉱、鋼材、くず鉄、原木、チップ、乾性油、魚油その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉、ホッパーその他の貯蔵施設の内部				○		○		○	○					
	5	天井、床若しくは周壁又は格納物が乾性油を含むペイントで塗装され、そのペイントが乾燥する前に密閉された地下室、倉庫、タンク、船倉その他通風が不十分な施設の内部						○				○	○	○		
	6	ヘリウム、アルゴン、窒素、フロン、炭酸ガスその他不活性の気体を入れてあり又は入れたことのあるボイラ、タンク、反応塔、船倉その他の施設の内部						○	○		○	○		○	○	
第二種酸素欠乏危険作業	7	海水が滞留しており、若しくは滞留したことのある管、暗きよ、マンホール、溝若しくはピット（以下「管等」という。）又は海水を相当期間入れてあり、若しくは入れたことのある管等の内部			○	○								○		
	8	し尿、腐泥、汚水その他腐敗し又は分解しやすい物質を入れてあり又は入れたことのあるタンク、船倉、暗きよ、槽、管、マンホール、溝又はピットの内部								○	○			○	○	○

備考：○印以外でも上欄の具体的適用場所で左欄に該当する場所が有る場合は適用すること。

図2

緊急時連絡系統図（１・３工区）

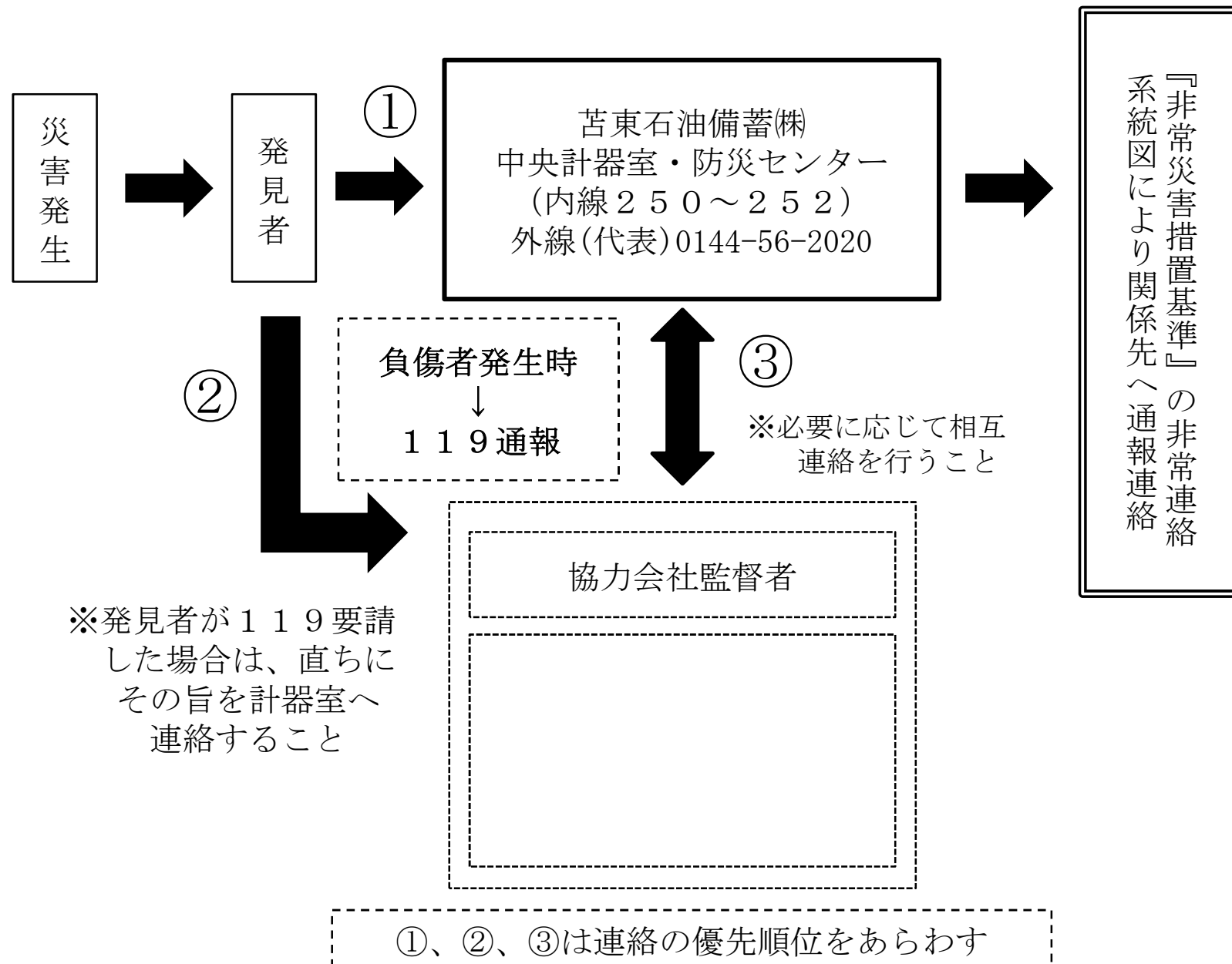
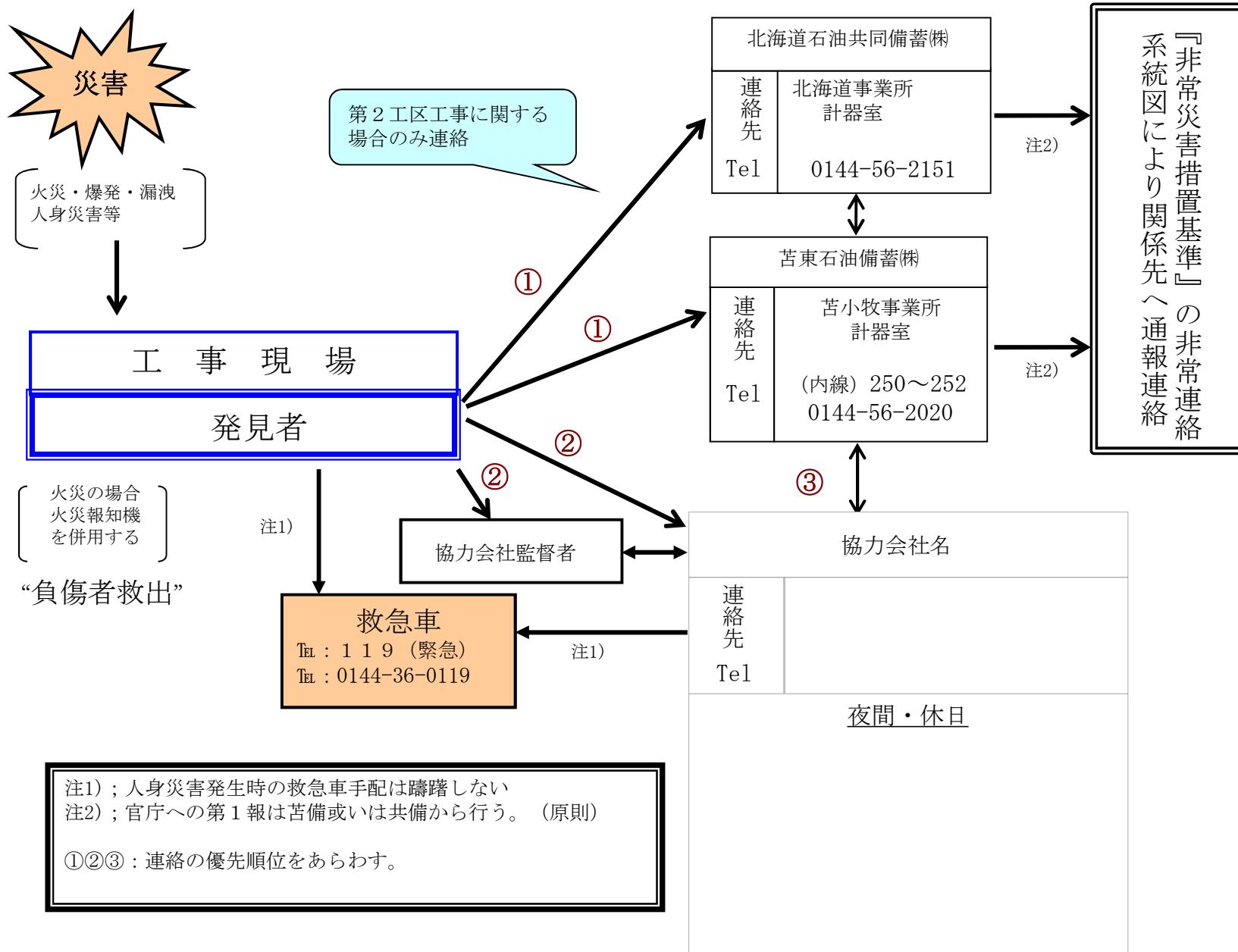


図 3

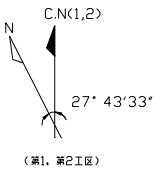
緊急時連絡系統図（2 工区）

作成:2020年8月7日



- 第1工区
- 西門守衛所
 - 工業用水メーター室
 - 受電開閉所
 - 第1・2次変電所
 - 第2・2次変電所
 - 保全管理作業所
 - 危険物庫
 - 保全休憩所
 - 保全事務所
 - 工事車庫倉庫
 - 防災監視塔
 - 正門守衛所
 - 本館事務所
 - プロパン庫
 - 中央計器室・車庫
 - 倉庫
 - 中央変電所
 - ボイラー室
 - 生活排水計器室
 - ボイラー給水室
 - 燃料ポンプ室
 - 第3・2次変電所
 - 消火ポンプ室
 - 原油ポンプ室
 - 補給水ポンプ室
 - ロータリーキルン作業所
 - 環境安全管理室
 - 薬品類倉庫
 - 第1回収油ポンプ室
 - 第2回収油ポンプ室

- 第2工区
- 東消火ポンプ室
 - 第4・2次変電所
- 第3工区
- 東門守衛所
 - 北門守衛所
 - 南保全休憩所
 - 防災資機材庫
 - 第5・2次変電所
 - 南原油ポンプ室
 - 南消火ポンプ室
 - 計装通信中継所



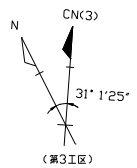
(第1, 第2工区)



図4
火気使用指定場所及び指定火気

火気使用指定場所	指定火気	
	喫煙	
・東館 (中央計器室及び防災センター)	○	OA機器・家電等 (※①)
・西館	×	
・正門守衛所	○	
・東門守衛所	×	
・環境安全管理棟	×	
・メンテナンスショップ	×	
・協力会社事務所	×	
・協力会社休憩所	○	
・南協力会社休憩所	○	
・南協力会社休憩所	○	

※①家電等の「等」は、事業所に定置してある機器の他、
防災課長の判断による
【注意】仮設事務所・休憩所は火気使用指定場所ではない



(第3工区)

(配置図)

口座名	苫小牧東部国家石油備蓄基地	索引号	1	図面番号	2
所在	苫小牧市字静川30番地	図面の名称	配置図	縮尺	1:10000
調製年月日		調製者	宮嶋又は資格氏名		

構内撮影許可証(願)

苫東石油備蓄(株)苫小牧事業所

設備担当課長殿

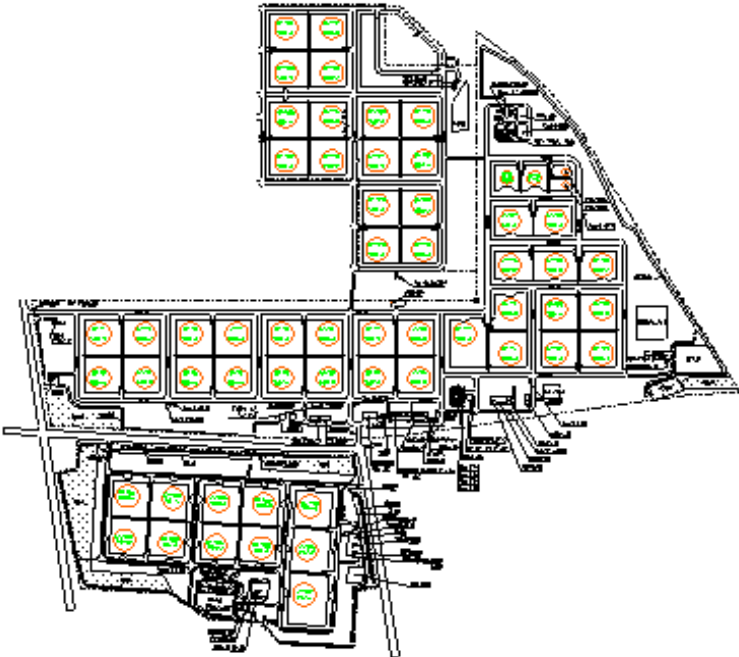
申請者
会社名
責任者氏名
印

申請欄	工事名				期	自	年	月	日
					間	至	年	月	日
	撮影目的								
	日時								
	場所								
	撮影者								
許可欄	許可条件								
	許可 No.	— —		許可年月日	年 月 日				
	設備担当課長	設備担当課担当者	工事担当課	工事担当者					
《注意事項》 可燃性ガスがないことを確認すること。 設備担当課員の立会を受けること。 フラッシュを使用してはならない。									

水 使 用 許 可 証 (願)

防災課長 殿

元請会社名
責任者氏名 印
所属会社名
責任者氏名 印
連 絡 先

申 請 欄	使用目的						
	場 所						
	期 間	自(西暦) 年 月 日			至(西暦) 年 月 日		
	使 用 量	約 m ³					
	水 の 類	(1) 3 B 消火栓 (2) 飲料水 (3) その他 ()					
	使 用 場 所 詳 細 図 						
許 可 欄	許可No.			許可年月日	(西暦) 年 月 日		
	許可条件 1. 節水に努めること 2. 使用時連絡すること				防 災 課	工事担当課長	工事担当者

提出部数 2 部 (1 部原紙、 1 部コピー可、内 1 部返却用)

※原則として使用 7 日前までに、工事担当者経由で防災課へ提出のこと。

申請順序 申請者→工事担当者→工事担当課長→防災課長→防災課担当者